国 不 参 第 9 7 号 国住参マ第 2 4 6 号 令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事 各指定都市の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局長

国 土 交 通 省 住 宅 局 長

(公 印 省 略)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及び マンションの建替え等の円滑化に関する法律 の一部を改正する法律等の施行について (技術的助言)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第62号。以下「改正法」という。)が令和2年6月24日に公布され、令和4年4月1日より施行されたところである。

ついては、令和4年4月1日に施行された改正法による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。)及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「マンション建替円滑化法」という。)の運用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

なお、都道府県におかれては、貴管内市町村(指定都市を除く。)に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

国内でのマンションストック数は令和2年末時点で約675万戸にのぼり、国民の1割超がマンションに居住している。このうち築40年超の高経年マンションは約103万戸であるところ、令和12年末には約232万戸、令和22年末には約405万戸に急増すると見込まれている。

このような背景から、建設後相当の期間が経過したマンションにおける建物や設備の老朽化等に対応するため、マンションの管理の適正化及び再生の円滑化の推進が喫緊の課題となっている。これを踏まえ、管理組合が作成する個々のマンションの管理計画を地方公共団体が認定する制

度(以下「管理計画認定制度」という。) やいわゆる団地型マンションに おいて多数決による敷地の分割を可能とする制度(以下「敷地分割制度」 という。) を創設する等の所要の措置を講じたものである。

第2 改正の概要

- ① マンション管理適正化法関係
- 一 目的 (マンション管理適正化法第1条関係)

この法律は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることに鑑み、基本方針の策定、マンション管理適正化推進計画の作成及びマンションの管理計画の認定並びにマンション管理士の資格及びマンション管理業者の登録制度等について定めることにより、マンションの管理の適正化の推進を図るとともに、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものとした。

- 二 基本方針及びマンション管理適正化推進計画等(マンション管理適 正化法第3条から第5条の2まで関係)
 - 1 基本方針

国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針(以下「マンション管理適正化法に基づく基本方針」という。)において、次に掲げる事項を定めるものとした。

イ マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項

- ロマンションの管理の適正化に関する目標の設定に関する事項
- ハ 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する基本的な指針(以下「マンション管理適正化指針」という。) に関する事項
- ニ マンションがその建設後相当の期間が経過した場合その他の場合において当該マンションの建替えその他の措置が必要なときにおけるマンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項
- ホ マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- ヘ マンション管理適正化法第3条の2第1項に規定するマンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項
- 2 マンション管理適正化推進計画
 - (1) 都道府県(市の区域内にあっては当該市、町村であってマンション管理適正化推進行政事務(二及び三に関する事務であって都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。)を処理する町村の区域内にあっては当該町村。以下「都道府県等」という。)は、マンション管理適正化法に基づく基本方針に則り、当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための計画(以下「マンション管理適正化推進計画」という。)を作成することができるものとした。

- (2) マンション管理適正化推進計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとした。
 - イ 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化 に関する目標
 - コ 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の状況を 把握するために当該都道府県等が講ずる措置に関する事項
 - ハ 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化 の推進を図るための施策に関する事項
 - 二 当該都道府県等の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針(以下「都道府県等マンション管理 適正化指針」という。) に関する事項
 - ホ マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - へ 計画期間
 - ト その他当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項
- (3) 都道府県等は、当該都道府県等の区域内において地方住宅供給公社(以下「公社」という。)によるマンション(建設後相当の期間を経過したものに限る。)の修繕その他の管理に関する事業の実施が必要と認められる場合には、(2)ハに掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を定めることができるものとした。
- (4) 都道府県等はマンション管理適正化推進計画に公社による(3)の事業の実施に関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならないものとした
- (5) 都道府県等は、マンション管理適正化推進計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあっては関係町村に通知しなければならないものとした。
- (6) 都道府県等は、マンション管理適正化推進計画の作成及び変更並びにマンション管理適正化推進計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、関係地方公共団体、管理組合、マンション管理業者その他の関係者に対し、調査を実施するため必要な協力を求めることができるものとした。
- 3 公社の業務特例

マンション管理適正化推進計画に、公社によるマンションの修繕その他の管理に関する事業の実施に関する事項が定められた都道府県等の区域内において、公社は、委託により、マンション(建設後相当の期間を経過したものに限る。)の修繕その他の管理の業務を行うことができるものとした。

- 4 国及び地方公共団体の責務
 - マンションの管理の適正化の推進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることを国及び地方公共団体の責務に追加した。
- 5 管理組合の努力

マンション管理適正化指針(管理組合がマンション管理適正化推進計画が作成されている都道府県等の区域内にある場合にあっては、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針。6において同じ。)の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めることを管理組合の努力義務に追加した。

- 6 都道府県等による管理組合の管理者等に対する助言、指導等
 - (1) 都道府県等は、マンション管理適正化指針に即し、管理組合の管理者等(管理者等が置かれていないときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等。(2)において同じ。)に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができるものとした。
 - (2) 都道府県知事(市又はマンション管理適正化推進行政事務を処理する町村の区域内にあっては、それぞれの長。以下①において「都道府県知事等」という。)は、管理組合の運営がマンション管理適正化指針に照らして著しく不適切であることを把握したときは、当該管理組合の管理者等に対し、マンション管理適正化指針に即したマンションの管理を行うよう勧告することができるものとした。
- 三 管理計画の認定等(マンション管理適正化法第5条の3から第5条の12まで関係)
 - 1 管理計画の認定
 - (1) 管理組合の管理者等は、当該管理組合によるマンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)を作成し、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等の長(以下「計画作成都道府県知事等」という。)の認定を申請することができるものとし、計画作成都道府県知事等は、当該申請に係る管理計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができるものとした。
 - イ マンションの修繕その他の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - ロ 資金計画がマンションの修繕その他の管理を確実に遂行する ため適切なものであること。
 - ハ 管理組合の運営の状況が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - ニ その他マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション 管理適正化指針に照らして適切なものであること。
 - (2) 計画作成都道府県知事等は、(1)の認定をしたときは、速やかに、 その旨を当該認定を受けた者(以下「認定管理者等」という。)に 通知しなければならないものとした。
 - (3) (1)の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとした。また、認定管理者等は、(1)の認定を受けた管理計画の変更(一定の軽微な変更を除く。)を

しようとするときは、計画作成都道府県知事等の認定を受けなければならないものとした。

- (4) 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等((1)の認定を受けた管理計画に係るマンション(以下「管理計画認定マンション」という。)に係る管理組合に管理者等が置かれなくなったときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等。以下同じ。)に対し、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めることができるものとした。
- (5) 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が(1)の認定を受けた管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができるものとした。
- (6) 計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、(1)の認定を取り消すことができるものとし、認定を取り消したときは、速やかに、 その旨を当該認定管理者等であった者に通知しなければならない ものとした。

イ 認定管理者等が(5)の命令に違反したとき。

- ロ 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。
- ハ 認定管理者等が不正の手段により(1)の認定又は(3)の認定の更 新を受けたとき。
- 2 公社の業務特例

公社は、委託により、管理計画認定マンションの修繕に関する企画 又は実施の調整に関する業務を行うことができるものとした。

- 3 指定認定事務支援法人
 - (1) マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等は、1の (1)の認定及びの1の(3)の認定の更新に関し、マンションの修繕その他の管理の方法、マンションの修繕その他の管理に係る資金計画及び管理組合の運営の状況について調査する事務等の一部を、法人であって、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして計画作成都道府県知事等が指定する一定のもの(以下「指定認定事務支援法人」という。)に委託することができるものとした。
 - (2) 計画作成都道府県等は、(1)により事務を委託したときは、その旨 を公示しなければならないものとした。
- 四 マンション管理業者による重要事項の説明等 (マンション管理適正 化法第72条関係)
 - 認定管理者等に対する重要事項を記載した書面の交付等マンション管理適正化法第 72 条第 3 項において、マンション管理業者は、従前の管理受託契約(管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約であって、一定の期間中に契約期間が満了するものを除く。)と同一の条件で管理組合との管理受託契約を更新しようとするときは、当該管理組合の管理者等に対し、管理業務主任者を

して、管理受託契約の内容及びその履行に関する一定の重要事項(以下「重要事項」という。)について、これを記載した書面を交付して説明をさせなければならないとされているところ。当該説明は、認定管理者等から重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があったときは、マンション管理業者による当該認定管理者等に対する重要事項を記載した書面の交付をもって、これに代えることができるものとした。

2 情報通信技術を利用する方法による認定管理者等に対する重要事項の提供

マンション管理業者は、重要事項を記載した書面の交付に代えて、認定管理者等の承諾を得た上で、当該書面に記載すべき事項を一定の要件を満たした情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとした。この場合において、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなすとともに、当該書面に管理業務主任者が記名することを求めているマンション管理適正化法第72条第5項の規定は、適用しないものとした。

五 雑則 (マンション管理適正化法第 104条の2関係)

町村及びその長は、当該町村の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わってマンション管理適正化推進行政事務を処理することができるものとし、その場合には、当該町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議し、マンション管理適正化推進行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、その旨を公示しなければならないものとした。

六 その他

- 1 管理計画認定制度を創設したことに伴い、所要の規定を整備する ものとした。
- 2 改正法の公布後、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号。以下「長期優良住宅法等改正法」という。) 附則第9条の規定により、長期優良住宅法等改正法による改正前のマンション管理適正化法第5条の12を削除し、同法第5条の13を第5条の12とするものとしたため、留意されたい。
- ② マンション建替円滑化法関係
- 一 目的 (マンション建替円滑化法第1条関係)

この法律は、マンション建替事業、除却する必要のあるマンションに係る特別の措置、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業について定めることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保並びに地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものとした。

二国及び地方公共団体の責務(マンション建替円滑化法第3条関係)

除却する必要のあるマンションに係る敷地分割の円滑化を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることを国及び地方公共団体の責務に追加した。

三 基本方針(マンション建替円滑化法第4条関係)

敷地分割事業その他の除却する必要のある団地内のマンションに係る敷地分割の円滑な実施に関する事項を、マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針(以下「マンション建替円滑化法に基づく基本方針」という。)において定める事項に追加した。

- 四 敷地分割決議等(マンション建替円滑化法第 115 条の2から第 115 条の4まで関係)
 - 1 マンション建替円滑化法第 102 条第1項に基づいて除却する必要性がある旨の認定(同条第2項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「特定要除却認定」という。)を受けた場合においては、団地内建物を構成する特定要除却認定を受けたマンション(以下「特定要除却認定マンション」という。)の敷地共有者である当該団地内建物の団地建物所有者(以下「特定団地建物所有者」という。)は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、団地建物所有者集会を開くことができるものとし、団地建物所有者集会の招集の通知をする場合において、会議の目的たる事項が2の決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならないものとした。
 - 2 特定要除却認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、特定団地建物所有者及び議決権の各 5 分の 4 以上の多数で、当該特定団地建物所有者の共有に属する団地内建物の敷地又はその借地権を分割する旨の決議(以下「敷地分割決議」という。)をすることができるものとした。
 - 3 敷地分割決議においては、次に掲げる事項を定めなければならないものとした。
 - (1) 除却マンション敷地(敷地分割後の特定要除却認定マンション (敷地分割決議に係るものに限る。)の存する敷地をいう。以下同 じ。)となるべき土地の区域及び非除却マンション敷地(敷地分割 後の除却マンション敷地以外の敷地をいう。以下同じ。)となるべき土地の区域
 - (2) 敷地分割後の土地又はその借地権の帰属に関する事項
 - (3) 敷地分割後の団地共用部分の共有持分の帰属に関する事項
 - (4) 敷地分割に要する費用の概算額
 - (5) (4) の 費 用 の 分 担 に 関 す る 事 項
 - (6) 団地内の駐車場、集会所その他の生活に必要な共同利用施設の敷地分割後の管理及び使用に関する事項
 - 4 敷地分割決議を会議の目的とする団地建物所有者集会の手続等について、所要の規定を整備するものとした。
- 五 敷地分割事業(マンション建替円滑化法第 164 条から第 216 条まで関係)
 - 1 敷地分割組合

- (1) 敷地分割組合(以下「組合」という。)は、敷地分割事業を実施することができるものとした。
- (2) 組合は、法人とするものとした。
- (3) 敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者(特定団地建物所有者であってその後に当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。)は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、都道府県知事等(市の区域内にあっては、当該市の長。以下②において「都道府県知事等」という。)の認可を受けて組合を設立することができるものとし、この場合、認可を申請しようとする敷地分割合意者は、敷地分割合意者の4分の3以上の同意(同意した者の議決権の合計が敷地分割合意者の議決権の合計の4分の3以上である場合に限る。)を得なければならないものとした。
- (4) 都道府県知事等は、(3)の認可の申請があった場合において、次のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならないものとした。
 - イ 申請手続が法令に違反するものでないこと。
 - ロ 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。
 - ハ 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。
 - ニ 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地 となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。
 - ホ 事業実施期間が適切なものであること。
 - へ 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること
 - ト その他マンション建替円滑化法に基づく基本方針に照らして 適切なものであること。
- (5) 組合は、(3)の認可により成立し、都道府県知事等は、当該認可をしたときは、遅滞なく、組合の名称等を公告しなければならないものとした。
- (6) 敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地(以下「分割実施敷地」という。)に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者(その承継人(組合を除く。)を含む。)は、全て組合の組合員とするものとした。
- (7) その他組合の役員、総会、審査委員等組合の管理に関する事項及び組合の解散に関する事項に関し、所要の規定を設けるものとした。
- (8) 組合に関する法人税法及び消費税法に関する法令の規定の適用について、特例措置を設けるものとした。
- 2 敷地権利変換手続

(1) 敷地権利変換手続開始の登記

組合は1の(5)の公告があったときは、遅滞なく、登記所に、分割実施敷地に現に存する団地内建物の所有権(専有部分のある建物にあっては、区分所有権)及び分割実施敷地持分(分割実施敷地に存する建物(専有部分のある建物にあっては、専有部分)を所有するための当該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。既登記のものに限る。)について、敷地権利変換手続開始の登記を申請しなければならないものとし、当該登記があった後においては、組合員は、当該登記に係る団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分を処分するときは、組合の承認を得なければならないものとした。

(2) 敷地権利変換計画

- イ 組合は1の(5)の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定め、 都道府県知事等の認可を受けなければならないものとし、当該 認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あ らかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷 地について所有権を有する者があるときは、その者の同意を得 なければならないものとした。
- ロ 敷地権利変換計画においては、次に掲げる事項等を定めなければならないものとした。
 - 1) 除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域
 - 2) 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、除却敷地持分(除却マンション敷地に存する建物(専有部分のある建物にあっては、専有部分)を所有するための当該除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。)を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所
 - 3) 2) に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額
 - 4) 2) に掲げる者に 3) に掲げる分割実施敷地持分に対応して与 えられることとなる除却敷地持分の明細及びその価額
 - 5) 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、次に掲げるいずれかの権利(以下「非除却敷地持分等」という。)を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所
 - ・ 非除却マンション敷地に存する建物(専有部分のある建物にあっては、専有部分)を所有するための当該非除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分
 - 非除却マンション敷地に存する建物(専有部分のある建物を除く。)の敷地又はその借地権
 - 6) 5) に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額
 - 7) 5) に掲げる者に 6) に掲げる分割実施敷地持分に対応して与 えられることとなる非除却敷地持分等の明細及びその価額
 - 8) 2) 及び 5) に掲げる者で、その有する団地共用部分の共有持

分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所、与えられることとなる団地共用部分の共有持分並びにその価額

- 9) 2)及び 5)に掲げる者で、この法律の規定により、敷地権利変換期日においてその有する団地共用部分の共有持分を失い、かつ、当該共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる団地共用部分の共有持分並びにその価額
- 10) 3)及び 6)に掲げる分割実施敷地持分について担保権等の登記(先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記をいう。以下同じ。)に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利
- 11) 10) に掲げる者が除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上 に有することとなる権利
- 12) 敷地権利変換期日
- ハ 敷地権利変換計画における関係権利者の権利の設定方法 敷地権利変換計画においては、関係権利者の権利について、次 のとおり定めなければならないものとした。
 - 1) 除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、除却敷地持分が与えられるように定めること。
 - 2) 非除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、非除却敷地持分等が与えられるように定めること。
 - 3) ロの 2)の者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者全員の共有に属するように定めること。
 - 4) ロの 5)の者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は非除却敷地持分等を与えられることとなる者の所有(当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有)に属するように定めること。
 - 5) 分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利が存するときは、敷地権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる分割実施敷地持分に対応して与えられるものとして定められた除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するものとして定めること。
- 二分割実施敷地持分等の価額の算定基準

ロの3)、4)又は6)から9)までの価額は、1の(5)の公告の日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とするものとした。

本 都道府県知事等は、イの認可の申請があった場合において、次 のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければ ならないものとした。

- 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が 法令に違反するものでないこと。
- 2) 敷地分割決議の内容に適合していること。
- 3) 分割実施敷地持分について先取特権等(先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利をいう。)を有する者の権利を不当に害するものでないこと。
- 4) その他マンション建替円滑化法に基づく基本方針に照らして適切なものであること。
- へ その他敷地権利変換計画の変更等に関し、所要の規定を設けるものとした。

(3) 敷地権利変換

- イ 組合は、敷地権利変換計画の認可を受けたとき等は、遅滞なく、 その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しな ければならないものとした。
- ロ 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、分割実施敷地持分は失われ、除却敷地持分又は非除却敷地持分等は新たにこれらの権利を与えられるべき者が取得するものとするとともに、分割実施敷地に関する権利で権利が変換されることのないものは、敷地権利変換期日以後においても、なお従前の土地に存するものとし、団地共用部分の共有持分は失われ、敷地分割後の団地共用部分の共有持分は新たに当該共有持分を与えられるべき者が取得するものとした。
- ハ 分割実施敷地持分について存する担保権等の登記に係る権利 は、敷地権利変換期日以後は、敷地権利変換計画の定めるところ に従い、除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するもの とするものとした。
- 二 組合は、敷地権利変換期日後遅滞なく、分割実施敷地につき、 敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記を申請 しなければならないものとした。
- ホ 組合は、除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分の価額とこれらを与えられた者がこれらに対応する権利として有していた分割実施敷地持分又は敷地分割前の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならないものとした。

定を設けるものとした。

3 敷地分割事業の監督等

組合に対する監督、資金の融通等及び技術的援助の請求に関し、所要の規定を設けるものとした。

六 雑則 (マンション建替円滑化法第 218条関係)

組合がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事等に対して審査請求をすることができるものとした。

七 その他

敷地分割制度を創設したこと等に伴い、所要の規定を整備するものとした。

第3 今後の運用方針等

- ①マンション管理適正化法関係
- ー マンションの管理に関する情報提供、相談体制の整備について
 - 1 マンションの区分所有者、管理組合、借家人等が利用できる相談窓口として、公益財団法人マンション管理センター(以下「センター」という。電話番号: (東京) 03-3222-1517 (管理組合運営、管理規約等の相談)、03-3222-1519 (建物・設備の維持管理の相談)、(大阪) 06-4706-7560) がマンションの管理に関する相談を受け付けていることから、この普及に努められたい。
 - 2 マンションに対する助言・指導等や管理計画の認定に係る事務等の 実施に当たっては、別途策定等をした以下のガイドライン等を参考と するとともに、当該ガイドライン等の普及に努められたい。
 - ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2に基づく助言・指導及び勧告に関するガイドライン(令和3年11月策定)
 - ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン(令和3年11月策定)
 - ・マンション標準管理規約及び同コメント(令和3年6月改訂)
 - ・長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント (令和3年9月改訂)
 - ・マンションの修繕積立金に関するガイドライン(令和3年9月改訂) . マンション管理適正化推進計画について
 - マンション管理適正化推進計画は、各都道府県等が実施しているマンションの管理の適正化に関する施策を、法的根拠をもって全国に普及していくことを目的としたものであり、各都道府県等がマンション管理の適正化を推進するための基本計画である。都道府県等がマンション管理適正化推進計画を作成することによって、区域内のマンション管理組合が管理計画認定制度を活用することが可能となり、管理水準の維持・向上、管理不全に伴う外部不経済の発生防止を図ることができるため、都道府県等は、積極的にマンション管理適正化推進計画を作成されたい。

なお、マンション管理適正化推進計画の作成に当たっては、関係都道 府県等が共同して作成することが可能であることに留意するとともに、 別途作成した「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」を参考と されたい。

三 管理計画認定制度について

1 認定手数料の徴収について

管理計画の認定に当たっては、地方自治法第 227 条及び第 228 条に基づき、条例で定めることにより手数料を徴収することができる。手数料を徴収しようとする都道府県等においては、「管理計画認定事務に係る所要時間の目安の送付について」(令和 3 年 10 月 29 日付事務連絡)を参考として、所要の手数料を徴収するために、手数料条例の改正等を行うとともに、その内容の周知に努められたい。

2 マンション管理士による認定基準への適合状況に係る管理計画の 事前確認について

マンション管理適正化法第 91 条に基づき、国土交通大臣がマンション管理適正化推進センターとして指定しているセンターが、管理計画認定制度の施行に合わせて、都道府県等の審査事務に係る負担を軽減する仕組み(以下「事前確認」という。)を設ける。この仕組みは、管理組合の管理者等が計画作成都道府県知事等に管理計画の認定の申請を行う前に、一定の基準を満たしたマンション管理者において独自に定めた基準を除く。以下「可能では、当該管理計画が認定基準に適合しているとされたマンションの管理組合の管理者等に対して、センターが事前確認適合証を発行するものである。

事前確認の具体的な運用については、センターが定める方法により行うことに留意するとともに、都道府県等が管理計画の認定に係る審査に際し手数料を徴収することとしている場合においては、事前確認を経て申請された管理計画の審査に要する事務負担は、事前確認を経ずに申請された場合の事務負担に比べて軽減されること等を踏まえ、都道府県等においては、事前確認を経て申請された管理計画認定の申請手数料を適宜減額する等の配慮をされたい。

3 添付図書の追加又は省略等について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成 13年国土交通省令第 110 号。以下「マンション管理適正化法施行規則」という。)第 1 条の 2 に基づき、計画作成都道府県知事等が必要と認める書類を定めることができる(計画作成都道府県知事等が不要と認める書類を定めることができる場合は、当該計画作成都道府県知事等が同条第 1 項に基づき、「その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類」を定めた場合に限る。)。計画作成都道府県知事等がこれらの書類を定めた場合には、認定を申請しようとする者等に対してその旨を十分に周知するよう努められたい。

また、都道府県等の審査事務に係る負担を軽減させるため、都道府県等が2で記載している事前確認の結果を活用して認定に係る審査を実施する場合には、計画作成都道府県知事等がマンション管理適正化法施行規則第1条の2第1項に規定する「その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類」として、センターが発行する事前確認適合証を定めるとともに、同条第2項の規定に基づいて、同条第1項各号に掲げる書類の一部を省略することが考えられる。

4 管理計画の作成等及び認定申請手続の円滑化に向けた支援について

管 理 計 画 認 定 制 度 の 施 行 に 合 わ せ て 、 認 定 申 請 手 続 を 円 滑 化 す る た め 、 イ ン タ ー ネ ッ ト 上 で の 申 請 を 可 能 に す る 管 理 計 画 認 定 手 続 シ ステムをセンターが整備しているが、マンションにおいては、建物や 設 備 の 老 朽 化 と と も に 、管 理 組 合 の 担 い 手 の 高 齢 化 も 進 ん で お り 、マ ン ション 管 理 業 者 に 管 理 事 務 を 委 託 し て い な い 管 理 組 合 等 で は 、 管 理計画の作成や見直し(以下「管理計画の作成等」という。)及び認 定申請書の作成等の申請手続を行うに当たって一定の支援が必要と なる場合も考えられる。このような場合においては、当該管理組合等 が、専門家(例えば、管理計画の作成等についてはマンション管理士、 申 請 手 続 に つ い て は 行 政 書 士 (等) と の 連 携 を 図 る こ と が 重 要 で あ ると考えられる。このため、都道府県等においては、管理組合から管 理計画の作成等や申請手続に係る相談があった場合等には、地域の 専門家団体と連携し、管理計画の作成等及び認定申請手続の円滑な 実 施 に 向 け た 配 慮 を さ れ た い 。ま た 、都 道 府 県 等 に お い て 独 自 に 相 談 体制を整備された場合等においては、十分に周知されるよう努めら れたい。

加えて、申請者以外の者が申請者からの依頼に基づいて、報酬を得て、当該申請に係る手続を行う場合には、行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)等の関係法令を遵守する必要があるため、この点について留意されたい。

5 指定認定事務支援法人の指定について

指定認定事務支援法人の指定に当たっては、認定支援事務に必要な実施体制が確保されるよう留意されたい。

四 センターによる管理計画の案の予備的な認定について

マンションの管理の適正化を推進するためには、分譲時点での管理規約の案や長期修繕計画の案の内容の適正化も推進する必要があることを踏まえ、マンション管理適正化法に基づく基本方針において、「新築分譲マンションを対象とした管理計画を予備的に認定する仕組みについても、マンション管理適正化推進センターと連携しながら、必要な施策を講じていく必要がある」と定めた。

これを踏まえ、管理計画認定制度の施行に合わせて、国土交通大臣がマンション管理適正化推進センターとして指定しているセンターが、新築マンションの管理計画案を認定する仕組み(以下「予備認定」という。)を設ける。予備認定の具体的な運用については、センターが定める方法

により行うことに留意するとともに、予備認定の周知に努められたい。 五 マンションの管理の適正化を推進するための支援について

- (1) 今後、急増することが見込まれる高経年マンションの老朽化が懸念される中で、マンションの管理の適正化を推進することは重要であるため、地方公共団体においても、公益財団法人マンション管理センターが運用している「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」や独立行政法人住宅金融支援機構が運用している「マンションライフサイクルシミュレーション」、同機構が作成している「大規模修繕の手引き」等のマンションの管理の適正化に資する各種支援内容等の情報提供等に積極的に努めるとともに、マンションの管理の適正化を推進するための財政上の支援制度や専門家の派遣制度その他の支援制度の構築を検討し、実施するよう積極的に努められたい。
- (2) 管理計画認定制度の施行後、当面の間は、一定期間(四半期を想定) ごとに、各都道府県等における管理計画認定制度の運用状況(管理計画の認定件数)等に係る調査を実施する予定であるため、調査の依頼があった場合には、当該調査に積極的に協力されたい。
- 六 認定管理者等による重要事項の説明を要しない旨の意思の表明方法 について

認定管理者等が、重要事項について説明を要しない旨の意思の表明をする際の具体的な方法については、法令上規定されていないが、トラブル防止の観点から、可能な限り電子メールや書面など、認定管理者等及びマンション管理業者の双方が意思の表明の内容を記録及び保存できる方法で行うことが望ましい。

- ②マンション建替円滑化法関係
- ー マンションの建替え等に関する情報提供、相談体制等の整備につい て
 - 1 マンションの区分所有者、管理組合、借家人等が利用できる相談窓口として、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営する「住まいるダイヤル」(電話番号:0570-016-100)において、マンションの建替えやマンション敷地売却、敷地分割等に関する電話相談を受け付けており、住まいるダイヤルで受け付けた電話相談のうち、法律や制度等に関する専門的な相談については、弁護士や建築士による無料の対面相談を行っていることから、これらの周知に努められたい。
 - 2 敷地分割に係る事務を実施するに当たっては、別途作成した「団地型マンション再生のための敷地分割ガイドライン」を参考とするとともに、その普及に努められたい。
- 二 マンション建替円滑化法第 168 条第1項の規定による敷地分割組合の設立の認可について

組合の設立の認可基準において「その他基本方針に照らして適切なものであること」(マンション建替円滑化法第 171 条第 7 号)とされているが、その趣旨は、マンション建替円滑化法に基づく基本方針に示さ

れた事項の趣旨に反していないことを確認するものであることに留意されたい。

三 マンション建替円滑化法第 190 条第1項後段の規定による敷地権利 変換計画の認可について

敷地権利変換計画の認可基準において「その他基本方針に照らして適切なものであること」(マンション建替円滑化法第 196 条第 4 号)とされているが、その趣旨は、マンション建替円滑化法に基づく基本方針に示された事項の趣旨に反していないことを確認するものであることに留意されたい。

四 老朽化したマンションの建替え等に対する支援について

今後、急増することが見込まれる高経年マンションの老朽化が懸念される中で、老朽化したマンションの建替え等が円滑に行われる環境を整備することは重要であるため、地方公共団体においても、マンションの建替え等に関する情報提供等に積極的に努めるとともに、マンションの建替え等のための財政上の支援制度や専門家の派遣制度その他の支援制度の構築を検討し、実施するよう積極的に努められたい。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの

建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律

背景•必要性

- ◆ 築40年超のマンションは現在の103万戸から10年後には約2.2倍の232万戸、20年後には約3.9倍の405万 戸となるなど、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込み
- ◆ 老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための<mark>維持管理の適正化や老朽化が進み維持修繕等が困難な</mark>マンションの再生に向けた取組の強化が喫緊の課題



法律の概要

【令和2年6月16日成立、6月24日公布】

マンション管理の適正化の推進

国による基本方針の策定【令和3年9月28日公布、令和4年4月1日施行】

国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針を策定

地方公共団体によるマンション管理適正化の推進 【令和4年4月1日施行】

地方公共団体※による以下の措置を講じる ※事務主体は市・区(市・区以外は都道府県)

- ○**マンション管理適正化推進計画制度**・・・・基本方針に基づき、管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を作成(任意)
- ○**管理計画認定制度**・・マンション管理適正化推進計画を作成した地方公共団体は適切な管理計画を有するマンションを認定
- ○**管理適正化のための指導・助言等**・・・管理の適正化のために、必要に応じて、管理組合に対して指導・助言等

マンションの再生の円滑化の推進

除却の必要性に係る認定対象の拡充 【令和3年12月20日施行】

除却の必要性に係る認定対象に、現行の耐震性不足のものに加え、以下を追加

- ①外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンション等
 - ・4/5以上の同意によりマンション敷地売却を可能に
 - ・建替時の容積率特例
- ②バリアフリー性能が確保されていないマンション等
 - ・ 建替時の容積率特例

団地における敷地分割制度の創設 【令和4年4月1日施行】

上記①等の要除却認定を受けた老朽化マンションを含む団地において、敷地共有者の 4 / 5 以上の同意によりマンション敷地の分割を可能とする制度を創設





(建物の傷みが著しく外壁の剥落等が生じた事例)

男:

要除却認定マンション

敷地分割により要除却認定 マンションの売却・建替えを 円滑化 ○マンションの管理の適正化の推進のため、<u>国による基本方針の策定</u>、地方公共団体による計画の策定、 指導・助言等の制度等を創設

◆マンション管理適正化法の改正

国によるマンションの管理の適正化の推進を図るための基本方針の策定

地方公共団体によるマンション管理適正化の推進

※ 事務主体は市区(市区以外の区域は都道府県)

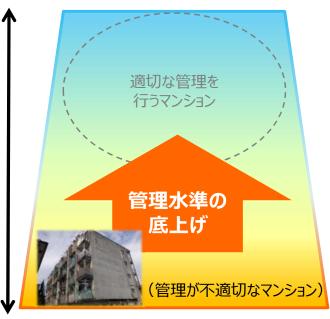
助言、指導及び勧告

管理の適正化のために必要に応じて 助言及び指導を行い、管理組合の管理・運営が著しく不適切であることを把握したときは動告をすることができる

- ※管理・運営が不適切なマンションの例
 - ・管理組合の実態がない
 - ・管理規約が存在しない
 - ・管理者等が定められていない
 - ・集会(総会)が開催されていない 等
- ※ 現在、地方公共団体により行われている マンション管理適正化のための取組の事例
 - ・専門家の派遣
 - ・セミナーの開催
 - ・相談窓口の設置等

<マンションの管理水準のイメージ>

管理水準·高



管理水準·低

マンション管理適正化推進計画制度(任意)

国の基本方針に基づき、地方公共団体は管理適正化の推進のための計画を策定

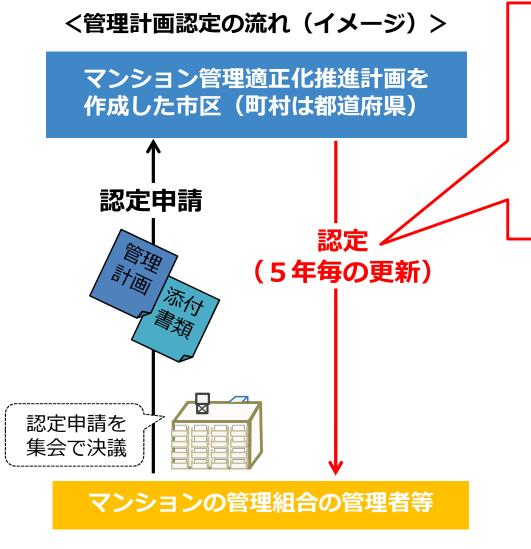
- ※ 管理適正化推進計画の内容
 - ・マンションの管理状況の実態把握方法
 - ・マンションの管理適正化の推進施策 等

管理計画認定制度

計画を定めた地方公共団体は、一定の基準 を満たすマンションの**管理計画を認定**すること ができる

- ※ 認定の際に確認する事項
 - ・修繕その他の管理の方法
 - ·資金計画
 - ・管理組合の運営状況 等

- 推進計画を定めた地方公共団体は、一定の基準を満たす**マンションの管理計画を認定**する ことができる。
- ※ 管理計画認定を取得したマンションの取得等については、金利の引下げ措置を講じることを予定。 【住宅金融支援機構融資(フラット35、マンション共用部分リフォーム融資)】



【認定基準(主なもの)】 <令和3年9月28日公布>

- (1)修繕その他管理の方法
 - ・長期修繕計画の計画期間が一定期間以上あること 等
- (2)修繕その他の管理に係る資金計画
 - ・長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定されていること 等
- (3)管理組合の運営状況
 - ・総会を定期的に開催していること 等
- (4)管理適正化指針・市区独自の管理適正化指針に照らして 適切なものであること



- ・認定制度を通じて、マンションの管理適正化が 推進される
- ・マンションの売却・購入 予定者だけでなく、**区分 所有者や居住者にとって もメリットが期待**される

団地型マンションの再生に係る合意形成を図りやすくするため、団地における敷地分割制度を創設。

(特定要除却認定を受けたマンションを含む場合に限る) ※総マンションストックのうち、団地型マンションの割合は約1/3(約5,000団地、約200万戸)

団地における敷地分割制度の創設 (法115条の2~)

棟や区画ごとのニーズに応じ、一部棟を存置しながらその他の棟の建替え・敷地売却を行うため、耐震性不足や外壁の剥落等 により危害が生ずるおそれのあるマンション等で除却の必要性に係る認定を受けたマンションを含む団地において、全員合意によ らず、多数決により敷地の分割を可能とする

■ 団地型マンションにおける敷地分割の決議要件

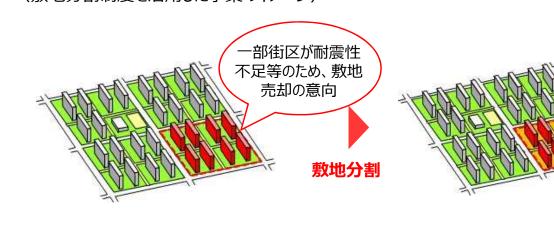
全員同意 (民法)

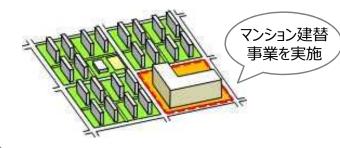


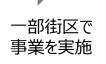
要件の緩和

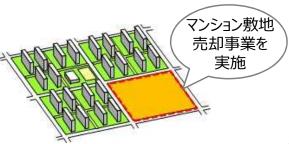
団地型マンションにおいて、一部棟が耐震性不足や外壁等の剥落により危害が生ずる おそれのあるマンションなどの場合、4/5の合意による敷地分割を可能に

(敷地分割制度を活用した事業のイメージ)



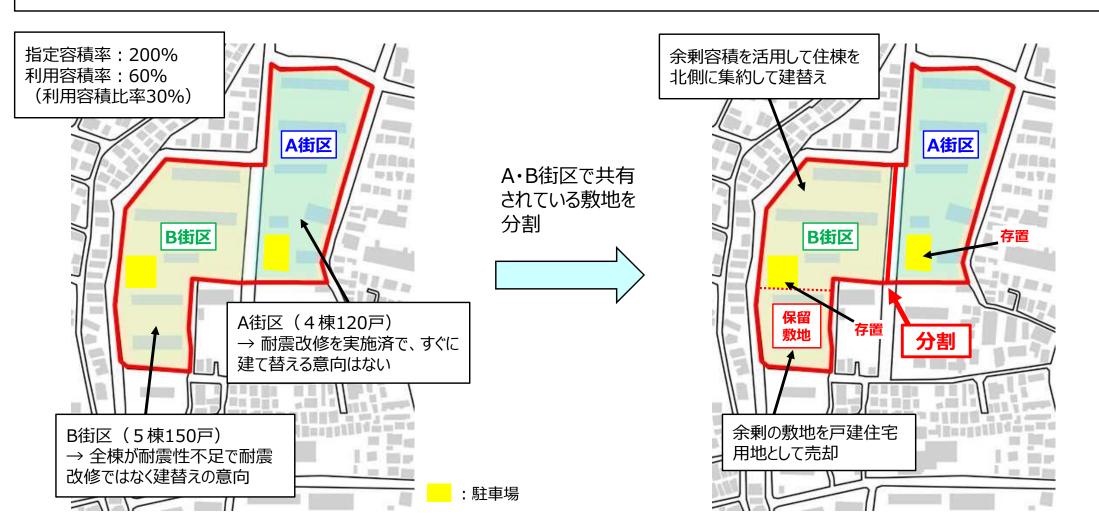






敷地分割事業の活用イメージ

- 敷地を共有する 9 棟(270戸)の住宅団地において、A 街区は耐震改修を実施済みですぐに建て替える意向はないが、B 街区は全棟が耐震性不足で、耐震改修ではなく建替えの意向となっている。
- 団地全体の一括建替えは各棟要件の合意形成が難しく、B街区のみの一部建替えでは、低層の住棟群を集約・ 高層化して建て替える中で、余剰の敷地を保留敷地として売却することができず、事業性を確保することが難しい。
- このため、A・B街区間で敷地分割を行うことにより、各街区のニーズに即した団地再生を図ることが期待される。



マンション再生手法の決議要件(法改正後)

態様	単棟マンション	団地型マンション		
事業の対象	_	全棟	一部棟	
改修	対象棟の 3 / 4 [区分所有法] ただし、形状又は効用の著しい変更を伴わない場合 [区分所有法] 又は 耐震改修の必要性の認定を受けた耐震改修工事の場合 [耐震改修促進法] 過半数			
建替え	4 / 5 【区分所有法】	全体の 4 / 5 かつ各棟の 2 / 3 【区分所有法】	対象棟の 4 / 5 かつ全体の 3 / 4 【区分所有法】	
マンション 敷地売却	全員同意 [Riz] ただし、特定要除却認定を 受けた場合 4 / 5 [マン建法]	全員同意 [Ris] ただし、全棟が特定要除却 認定を受けた場合 各棟の 4 / 5 [マン建法]	_	
団地における 敷地分割		全員同意 [民法] ただし、特定要除却認定を 受けた棟の除却のための場合 全体の 4 / 5 [マン建法]		

※特定要除却認定:耐震性不足、火災安全性不足、外壁等剥落による除却の必要性の認定【マン建法102条2項1~3号】

ンショ 目 次 0) 管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の 部を改正する法 律 新旧対照条文

0 0 0 0 独立行政法人都市再生機構法(日本勤労者住宅協会法(昭和四 地方自治法 マンション ノションの質 0) (昭和二十二年法律第六十七号) (抄) (附則第六条関係) 管理の 建替え等の 適正 円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号) 化 0 推 伞 (平成十五年法律第百号) (如1十一年法律第百三十三号) 進に関する法 律(平成十二年法律第百四十九号) 抄) (抄) (附則第八条関係) (附則第七条関係) (抄) (第二条関係) (第一条関係) 70 69 67 21

$\overline{}$
傍
線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

認定並びにマンション管理士の資格及びマンション管理業者の登りという。との法律は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活第一条。この法律は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活の目的)	下	改正後
ンションの管理の適正化を推進するための措置を講ずることによせの資格を定め、マンション管理業者の登録制度を実施する等マションの重要性が増大していることにかんがみ、マンション管理第一条 この法律は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活(目的)	目次 第一章 総則(第一条—第五条) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 第二章 マンション管理士 第二章 マンション管理業 第一節~第五節 (略) 第五章 マンション管理業者の団体(第九十五条—第百二条) 第五章 マンション管理業者の団体(第九十五条—第百二条) 第九章 雑則(第百三条—第百五条) 附則	現行

保を図り、 寄与することを目的とする。 録制度等について定めることにより、 推進を図るとともに、 もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に マンションにおける良 マンションの管理 良好な居住環境の確コンの管理の適正化

第二章 基本方針 及びマンショ ン管理適 正 化 推 進計 画 等

(基本方針)

第三条 ばならない。 ための基本的な方針 国土交通大臣は、 (以 下 マンションの管理の適正 「基本方針」という。 化の推 を定めなけ 進 を図る れ

2 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

マンションの

管理

 $\overline{\mathcal{O}}$

適正

化

の推進

に関

する基

本的な事項

指針 管理組合によるマンションの マンショ (以下「マンション管理適正 ンの 管理の 適正化に関する目 管理の適正化に関する基本的な 化指針」 標の設定に関する事項 という。)に関する

事項

四 場合にお る事項を除く。 きにおけるマンショ の区分所有者等の マンショ いて当該マンショ ンがその 合意形成の促進に関する事項 建 ン 0) 設後相当の 建 替えその ン 0 建 替えその 期 他の 間 が 措 経 置に向 他 過した場合その他 0 措 けたマンショ 置 (前号に掲げ が 必要なと 0

Ŧī. する基本的な事項 マンションの管理の 適正化に関する啓発及び 知識 の普及に関

に関する基本的な事項その 次条第 項に規定する 7 他マ ショ ンショ ン 管 ン 理 の管 適 正 理 化 で適正 推 進 計 化 画 の策定 0 推

進

とする。 り、 民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的 マンションにおける良好な居住環境の確保を図 b, もって国

(新設

(マンション管理適正化指針)

第三条 以下 ため 表するものとする 「マンション管理適正化指針」という。)を定め、 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針 国土交通大臣は、 マンショ ンの管理の適正化の推進を図る これを公

(新設)

	五 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関理適正化指針」という。) に関する事項
	の管理の適正化に関する指針(以下「都道府県等マンション管四 当該都道府県等の区域内における管理組合によるマンション
	の推進を図るための施策に関する事項
	三 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化把握するために当該都道府県等が講ずる措置に関する事項
	二 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の状況を
	に関する目標 - 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化
	るものとする。
	2 マンション管理適正化推進計画においては、次に掲げる事項を 。) を作成することができる。
	図るための計画(以下
	都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を
	村。以下「都道府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該
	理適正化推進行政事務を処理する町村の区域内にあっては当該町
	て第百四条の二第一項の規定により同項に規定するマンション管
(新 _設)	第三条の二 都道府県(市の区域内にあっては当該市、町村であっている) **ン管理通正化推進計画)
	ノーン・デ 里 萱三 二 筆 垂 十
	、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(新設)	4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときはにたられ
	ばよったい。 五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなけれ
(新設)	
_	こ関する重要事項

する事項

六計画期間

- 適正化の推進に関し必要な事項
 七 その他当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の
- 3 公社 定めることができる。 は 修繕その ンに係る第二 る期間を経過したものに 都道府県等は、 . (以下 前項第三号に掲げる事項に、 他の 「公社」 一条第 管理に関する事 当該都道府県等の とい 号イに掲げる建 · う。 限る。 業の によるマンショ 実施 次条第 当該事業の実施に関する事項を 物の 区 が 域 必 建 内 要と認 項に 設後国 に お お ン 7, めら て地 土交通省令で定 1 (当 該 て 同じ。 れ 方 マンショ る場合に 住 宅供 0) 給
- 4 当該事項について 項に規定する事業の らない。 都道府県等は、 マンショ 実 あらかじめ 介施に ン管理 関 成する事 当該公社の 適 項 正 を定めようとするときは、 化 推 進 同 計 意を得なければな 画 [に公社 による前
- 5 道府県にあっては これを変更したときは、 都道府県等は、 は関係町 マンショ 遅滞なく、 村に通知しなければならない。 ン管理・ 適 これを公表するとともに、 正 化 推 進計 画 を作成し、 又は 都
- 並びにマンション管理 て特に必要があると認めるときは、 心要な協力を求めることができる。 都道府県等は、 マンション管理業者その マンショ 適正 化推進 ン管理 他の関係者に対 適正 計画に基づく措 関係地. 化 推進 方公共団 計 調査を実施するた 画 置 の作成及び変更 の実施に関し 体 管 理組合

6

画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項が定めら 一条の三 (委託により公社の行うマンション 前条第三 項 O規 定に ょ ŋ の修繕その他 7 ショ 管 理 の管理の業務) 適 正 化 推進計

(新設

業務を行うことができる。 する業務のほか、 宅供給公社法 れた場合には、 (昭和四十年法律第百二十 公社 委託により 仕は、 当該都道府県等の マンションの修繕その他の管理 兀 |号) 区域内にお 第二 + いて地 条に規定 方住

第一項」とする。

第一項」とする。

第一項」とする。

第一項」とする。

第一項」とする。

第二十一条に規定する業務及びマンションの管理の適正化

が方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条」とあるの

が方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条」とあるの

(国及び地方公共団体の責務)

を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。第四条 国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化の推進

2 らない。 な情報及び資料の提供その 国及び地方公共団 管理組合又はマンショ 一体は、 ンの 他の措置を講ずるよう努めなければな 7 区分所有者等の求めに応じ シ 彐 ン 0) 管 理 で適正 化に資するた 必要 2

\ \ \

(管理組合等の努力)

第五条 等マンション管理適正化指針。 の推進に関する施策に協力するよう努めなけ ション管理適正化推進計画が作成されている都道府県等の区域内 ころに留意して、 にある場合にあっては、 管理組合は、 国及び 地方公共団 7 ンションを適正に管理するよう自ら努めると マンショ マンション管理適正化指針及び都道府県 「体が講ずるマ ン管理 次条において同じ。 適正 ンショ 化 指 ればならない。 針 ン (管理組合が の管 の定めると 理の適正 マン

(管理組合等の努力)

留意して、マンションを適正に管理するよう努めなければならな第四条 管理組合は、マンション管理適正化指針の定めるところに

組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならなってンションの区分所有者等は、マンションの管理に関し、管理

(国及び地方公共団体の措置)

第五条 国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資す

	2 管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 」という。)の認定を申請することができる。
	を作成した都道府県等の長(以下
	下「管理計画」という。)を作成し、マンション管理適正化推進
	により、当該管理組合によるマンションの管理に関する計画(以
(新設)	第五条の三 管理組合の管理者等は、国土交通省令で定めるところ
	(管理計画の認定)
(新設)	第三章 管理計画の認定等
	理を行うよう勧告することができる。
	者等に対し、マンション管理適正化指針に即したマンションの管
	著しく不適切であることを把握したときは、当該管理組合の管理
	。)は、管理組合の運営がマンション管理適正化指針に照らして
	域内にあっては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という
	規定するマンション管理適正化推進行政事務を処理する町村の区
	2 都道府県知事(市又は第百四条の二第一項の規定により同項に
	び指導をすることができる。
)に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及
	組合を構成するマンションの区分所有者等。次項において同じ。
	理組合の管理者等(管理者等が置かれていないときは、当該管理
(新設)	第五条の二 都道府県等は、マンション管理適正化指針に即し、管
	(助言、指導等)
	V) o
(組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなけれている。この区分所本者等に、ここ。この管理に長
(新殳)	/ /ヨノの区分所有幹等は、マノノヨノの管里ご見し、管

(新 新 新 新 設 設 設
--

	いて報告を求めることができる。いて同じ。)に対し、管理計画認定マンションの管理の状況につ
	るマンションの区分
	る管理組合に管理者等が置かれなくなったときは、当該管理組合
	るマンション(以下「管理計画認定マンション」という。) に係
	きは、その変更後のもの。以下「認定管理計画」という。)に係
	四の認定を受けた管理計画(前条第一項の変更の認定があったと
(新設)	第五条の八 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等(第五条の
	(報告の徴収)
	する。
	2 第五条の四及び第五条の五の規定は、前項の認定について準用
	府県知事等の認定を受けなければならない。
	するときは、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道
	の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようと
(新設)	第五条の七 認定管理者等は、第五条の四の認定を受けた管理計画
	(認定を受けた管理計画の変更)
	るものとする。
	有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算す
	4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の
	、なおその効力を有する。
	認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は
	満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の
	(以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。) の
	3 第一項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間
	2 前三条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条」とあるの第五条の十一 公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、管理計画認定マンションの修繕に関する企画又は実施の調整に関する業務を行うことができる。 (委託により公社の行う管理計画認定マンションの修繕に関する	コ 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。 全	一 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。 第五条の四の認定(第五条の七第一項の変更の認定を含む。以下同五条の四の認定(第五条の七第一項の変更の認定を含む。以下同じ。)を取り消すことができる。	の改善など要な措置を命ずることができる。 めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、そ 計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認 第五条の九 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が認定管理
(新		(新	(新
設)		設)	設)

推 進に関する法律 第二 $\overline{+}$ 条に 規 平 定する業務及びマンショ 成 十二年法律第百四十 九 ン 号) の 管 第五条の 理 の適 正 十化

第一

項」とする。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例)

第五条の十二 実施者 用に て 条に規定する認定計画 宅の普及の促 一年法律第百四十九 彐 ンの と (マンションの 区分所有者に限る。 同条第 は 進に関する法 管理計画 同 号中 条中 (号) 管理の 認定マ 実施者で 第五 認定計画実施者」 0 律 承認を受け 条の 適正 ・ンショ 次号に 平 ある場 八に規 -成二十二 化の推進に関する法律 お ン Ź 合に V の区分所有者が て同じ。 定する管 年 -法律第八· とあ におけ とあるの る同 る 理 \mathcal{O} 十七七 計 は は 条 とする。 長期優良 画 0 に 認定 認定 規定 号) 平成 届 第十 7 計 け 0 +出 適 住 画

(指定認定事務支援法人)

第五条の十三 条の 事務支援法人」 として計画作成都道府県知事等が指定するもの げる事務の一 (第四項において「計画作成 四の認定及び第五条の六第 当 「該事務を適正に実施することができると認めら 部を、 マンション管理 という。 法人であって国土交通省令で定め に委託することができる。 適 都道府県等」という。) 正 項 の 化 推 進計 認定の更新に関する次に掲 画 [を作 (以 下 :成した る要件に該 は、 れるも 指定認定 都道 第五 府県 \mathcal{O}

調査すること。
の他の管理に係る資金計画及び管理組合の運営の状況についての他の管理に係る資金計画及び管理組合の運営の状況について

一 その他国土交通省令で定める事務

指定認定事務支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職に

あ

2

(新設

(新設)

った者は、 関して知り 正当な理 得た秘密を漏らし 由 なしに、 前 て はならない。 項 の規定により委託された事務

- 3 五号) 委託された事務に従事するものは、 指定認定事務支援法人の役員又は職員で、 その他の罰則の適用については、 刑法 法令により公務に従事す (明治四十年法律第四十 第 項 \mathcal{O} 規 定によ ŋ
- 4ばならない 計 画作成都道府県等は、 国土交通省令で定めるところにより 第 項 \mathcal{O} 規 定により事 その旨を公示しなけ 務を委託 したと

る職員とみなす

5 な事項は、 前各項に定めるもの 政令で定める。 0 ほ カ 指 定認定事務支援法人に関し必 要

第四章 マンション管理士

(秘密保持義務等)

第十八条

(略)

2 なす。 他の罰則の適用については、 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、 法令により公務に従事する職員とみ 刑法その

(登録)

第三十条 該当する者については、 臣の登録を受けることができる。 マンション管理士となる資格を有する者は、 この限りでない。 ただし、 次の各号の いずれ 国土交通大 かに

一 匹 (略)

五. 管理業者の登録を取り消され、 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンショ その取消 L の日から二年を経

> 第 二章 マンション管理士

(秘密保持義務等

2 第十八条 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、 (略

により公務に従事する職員とみなす。 治四十年法律第四十五号)その他の罰則 の適用については、 刑法 法令 (明

第三十条 該当する者については、この限りでない。 臣の登録を受けることができる。ただし、 マンション管理士となる資格を有する者は、 次の各号のいずれかに 国土交通大

(登録)

<u></u> 5 匹 (略)

Ŧī. 管理業者の登録を取り消され、 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンシ その取消 しの日から二年を経

を執行する社員、 1 ては、 次章において同じ。 ない 当 者 該 (当 取 該 消 登録を取 取 締 \mathcal{O} 役、 日 で 前 執行 あった者で当該取 ŋ 三十 が消され -日以 役又はこれら 内 た者が法 にその 消 に準ずる者 法 人であ 人の L 0) 役員 る場 日 から二年 一合に を (業 いう 務 お

2 略 (略)

を

経過しないもの

登 録 0 取消 **等**)

第三

(略)

2 期 第四十二 国土交通大臣は、 間を定め できる。 一条の規定に てマンショ 7 違反したときは、 ンション管理士が ン管理 士の名称の 第四 その登録 使用 + 条、 の停止を命 を取 第 り消 兀 + Ļ ずるこ 条又 又

財 務諸表等 0) 備 付け 及び 閲覧等

務諸

表等

Ò

備

付け及び閲覧等

第四 その 用に供されるもの 算書並びに事業報告書 + |機関の 条におい ている場合における当 磁気的方式 方式で作ら 事業年度の 条の十 事 事務所に て「財務諸表等」という。 財産目 その れる記録で 登 録 をい 備えて置か 跡講習機 他の L 録、 . う。 (その: 人の あっ 該 以 関 貸借対照表及び損益計算書 なけ 下この は、 作成に代えて電磁的 電 知覚によっ て、 磁 的 毎事業年 れ 記録 条に ば 電 ならな 子 を作成 おい て を含む。 計 算機に 度経 は認識することが て同 過 r U° よる 記録 後三月以内 次 五. 項 又は収支計 年 及 情 電電 間 び 0) 報 子的 第 作 処 登 でき 録 百 成 理 に、 講 十が \mathcal{O} 方

> を執行する社員 過 1 ては、 ī 第三章に 者 当 おいて同じ。 該 (当 取 □該登録 消 取 0) 締 役、 を取 日 前三十日 であった者で当該取消 り消された者が法人である場合にお 執 行 役又はこれらに準ずる者をいう 以 内にその法 人の役員 しの目から二 (業務

六 (略)

年

トを経過

ない

もの

2

略

. 登 録 0 取 等

2 第三 一十三条 国土交通大臣は、 7

までの る。 定め てマンション管理 規定に違反したときは、 一士の名称の使用 ンション管理士が第四十条から第四十二 その登録 の停止 を取り消 を命ずることが 又は期間 でき 条 を

2 第 算書並 四 用に供されるもの ない その 録 されてい ぶ講習機
 条の二に 十一条の十 磁気的 事 方式で作ら 業年 びに事業報告書 関 る場合における当該電磁的 -度の財 おい 0 方式その 事 れる記 務 て 登 産目 をい 所 一録講習機 「財 他の 務諸 . う。 録、 備えて置 録であって、 (その作成に代えて電 人の 関は、 以下この条において同じ。 表等」という。 貸借対照表及び損益計算書又は収支計 知覚によっては認識 カュ なけ 毎事業年度経過後三月以内に、 電 記録を含む。 子計 ればならない)を作成 算機による情 磁的 次項及び第百十 記録 することが (電 の作成 日報処理 五. 年間 子的 でき 方

2

略

第五章 7 ンション管理

(登 録 \mathcal{O} 拒 否

第四十七条 要な事項について虚偽の記載があり、 が欠けているときは、 該当するとき、 国土交通大臣 又は登録申請書若しくはその添付書類 その は、 登録を拒否し 登録申請者が次の 若しくは重要な事実の記 なけ ればなら 各号の ない。 のうちに重 1 ず れ カ に 載

(略)

規定する暴力団員でなくなった日 法律第七十七号) 十一号におい 暴力団 [員による不当 暴力団員等」という。 第一 一条第六 な 行 為 号に規定する暴力団員又は 0) 防 から 止 等 Ŧi. に 年 関 を す 経過 る 法 律 な 平 同 成 号に (第 年

(略)

該当する者があるもの 法人でその役員のうちに第 一号から第八号ま での 1 ずれ か

暴力団員等がその 事 業活 動 を支配 にする者

+ - · + = 略

(登録事項の変更の 届 出

第四十八 条 (略)

2 該届出に係る事項が前条第九号、 に該当する場合を除 国土交通大臣は、 前項の き、 届出があっ 規 定に よる 第十号又は第十二号の た 事項をマンショ 届 出 を受理したときは、 ン管理業者 7 ずれか 当

3 略

録簿に登録しなければならない。

(重要事項の 説明等

第三章 ション管理業

(登録 拒 否)

第四十七条 が 要な事項につい 該当するとき、 欠けているときは 国土交通大臣は、 又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重 て虚偽の記 その登録を拒否しなければならない。 載があり、 登録申請者が次の各号の 若しくは重要な事実の いずれ 記 かに 載

一~六 (略)

(新設

(略)

九 七 : 法 八 該当する者があるもの 法人でその役員のうちに第一 号から第七号までのい ずれ

(新設)

+| +| +| 略

(登録事項 0 変更 0 届 出

第四十八条 略

2 する場合を除き、 該 届出に係る事項が 国土交通大臣 登録しなけ れば は、 届 ならない。 出があった事項をマンション管理業者登録簿 前条第八号から第十号までのいずれかに該当 前 項 0 規定による届出を受理したときは、

3 (略)

(重要事 **項** $\widehat{\mathcal{O}}$ 説明等)

かに

第七十二条 管理 業務主任者をして、 8 項であって国土交通省令で定めるもの 項 て国土交通省令で定める期間中に契約 マンションの を受けることを内 以 下 ンション管理業者は、 (に規定するときを除く。 3 記載した書面を交付し 管理者等の全員に対し、 るところにより説明会を開 ンの区分所有者等及び当 |組合を構成するマンションの について説明をさせなけ 通常要すると見 「管理受託契約」という。 7 区分所有者等が変動 ンション管理業者は、 一容とする契 管理受託契約の内容及びその 込まれる期 なけ 当該説明 重要事 れば 催し、 は、 ればならない。 該 約 管理 (新 会の あら ならない。 項並びに することが見込ま 間 区 管理 分所 を締結しようとするとき たに 組 当該管理 そ 合の うかじめ、 日 期間が満了するも \mathcal{O} の 一 組 有者等 建 他 管理 設され 説 下 合 \mathcal{O} 別会 この場合において、 週 から管理事 重 組 管 合を構 国土交通省令で定 及び当該 間 者 理 要事 等に 履 0) 前 組 た 行に 日 までに、 れる期間 合 7 ンシ 時及び場 項」という 対 成 を へし、 於 管理組: のを除 関 するマン 構 務 ける事 の委託 成 彐 当該 管 とし ンの す 次 理 所 合 < る 第七十二条

きは、 る。 説明をさせなけ 任者をし ときは 事 から 前 項を記 項の場合において当該管理 重要事 マンショ て、 載 ず項に 重要事 ン管理 た ればなら 書 管理 項 面 1 生業者は、 について、 0 て 説明 ない。 交付 業者による当 をもって を 要し ただし 当 組 これ 該管理 合に管理 ない を記 該 者等に対 これに代えることが 認 山 当 定管 載し 0 者等が置か 該 意思 説 た書 理 明 者等 Ĺ 0 は 表明 面 管理業 を交 に 認 れ 定管 対 が ていると ずる あ 付 でき して 0 理 務

た

者

主

重

3 2

略

者は、 るマンシ をさせなければならない。この場合におい 通省令で定め 者等及び当該管理 説明会を開催 契約」という。 を受けることを内 交付しなけ に を除く。 る日までの 当 対 該 管理受託契 (建設工 į 当) は、 3 該 重 三要事 ンの 説明 事の 間に契約期間が満了するものを除く。 ħ マンション管理業者 ば るもの 約 į の会の日 完了の)を締結しようとするとき(次項に規定するとき ならない。 項 区 0 あ 変並びに 分所 内容及びその履行に関する事項であって国土交 組 らかじめ、 容とする契約 当 配合の管 「該管理に (以 下 0 有 日から国土交通省令で定める期間 説 者 等及 週間前 理 明 組 「重要事項」という。 会の 一者等に対し、 国土交通省令で定めるところにより 合を構成するマンションの区分所有 は、 び当該管理 (新 日時 までに、当該管理組 管理組· たに建設され 及び場所を記載した書面 管理業務 組 て、マンション管理業 合 合 から管理事務 1の管理 しに 以下「管理受託 たマンショ 主任者をして 合を構 者等 ついて説 を経 の委託 \mathcal{O} 過す 全員 成 す 明 \mathcal{O}

2 略

3

きは、 説明をさせなけ 任者をし 前 項 \hat{O} 7 場 て、 一合に シ 3 重 おい ればならない。 葽 ン 事 管 項 理 て当該管理 なについ 漢者 には て、 当 組 これを記載した書面を交付して 該管理者等に対 合に管理者等が置 Ļ か 管理業務主 れ 7 いると

5 略

6

ン

ショ

管

西理業者

は

第

項

か

5

第

項

ま

で

0

規

定

に

ょ

る

書

新

設

4

5

略

構成するマンション 令で定めるものにより提供することが 項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省 使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって前 面 承諾を得て の交付に代えて、 同項の規定は 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を 0) 政令で定めるところにより、 適用しない。 区分所有者等又は当 できる。 T該管 この場合にお 理 当該管理組 組 合の管理者等 合を V て

(契約の 成立時の 書面の交付

2 (略)

第七十三条

(略)

3 該管理組合を構成するマンショ マンション管理業者は、 政令で定めるところにより、 第 ン 項 0 当 0 ⊺該管理 X 規定による書面の交付に代え 一分所 有者等 組 合の管理者等又は当 の承諾を得て、 (新設

措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるもの 当該書面に記載すべ 他の情報通信の技術を利用する方法であって前項の規定による き事項を電子情報処理組織を使用する方法そ

により提供することができる。 適用しない。 この場合におい ては、 同 『項の規定

(登録の取消し)

第八十三条 へれかに該当するときは、 国土交通大臣は、 その登録を取り消さなければならない 7 ンション管理業者が次の各号の 1

れかに該当するに至ったとき。 第四十七条第一号、 第三号又は第五号から第十一号までの V

三 三 (略)

(契約の成立時の書面の交付)

2

第七十三条

略

(略

(登録の取消し)

第八十三条 ず れかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない 国土交通大臣は、 マンション管理業者が次の各号のい

れかに該当するに至ったとき。 第四十七条第一号、 第三号又は第五号から第九号までのい

二 三 略

(町村によるマンション管理適正化推進行政事務の処理) (町村によるマンション管理適正化推進行政事務(第二章及び第三章の規定によりマンション管理適正化推進行政事務を処理しようとするときは、当該町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなけれめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなけれめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなけれめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。	第八章 雑則	第七章 マンション管理業者の団体	に規定する技術的援助に関し協力するものとする。 「に規定する技術的援助に関し協力するものとする。 「に規定する技術的援助に関し協力するものとする技術的援助への協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同文は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同文は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同文は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同文は市町村長の出て、マンションの建替え等の円滑化に関力)	第六章 マンション管理適正化推進センター
(新設)	第六章 雑則	第五章 マンション管理業者の団体	(新設)	第四章 マンション管理適正化推進センター

4 進行政事務を処理する場合におけるマンション管理適正化推進行 政事務の引継ぎその他の必要な事項は、 省令で定めるところにより 化推進行政事務の処理を開始する日 町村及びその 長が第 項の 規定によりマンション管理適正化推 その旨を公示し の三十日前 国土交通省令で定める。 なければ までに、 ならない。 国 1土交通

(国土交通省令への委任)

第 百四 令で定める。 めの手続その 条の三 他この この 法律に定めるも 法律の施行に関し Ō 0) 必要な事項は ほ か この 法律 国土交通 0 実施のた 省

第九章 罰則

をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為 は

登録を受けたとき。偽りその他不正の手段により第四十四条第一項又は第三項の

ませたとき。三年の規定に違反して、他人にマンション管理業を営

ション管理業を営んだとき。 四 第八十二条の規定による業務の停止の命令に違反して、マン

兀

ション管理業を営んだ者

は三十万円以下の罰金に処する。第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

| 第五条の十三第二項又は第十八条第一項 (第三十八条、第五

(新設)

第七章 罰則

は五十万円以下の罰金に処する。第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

登録を受けた者
一、偽りその他不正の手段により第四十四条第一項又は第三項にヨーフアリーの書名に対する

一 第五十三条の規定に違反して、マンション管理業を営んだ者

三 第五十四条の規定に違反して、他人にマンション管理業を営

Ⅰ 第八十二条の規定による業務の停止の命令に違反して、マンませた者

は三十万円以下の罰金に処する。第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

第十八条第一項(第三十八条、第五十八条第三項及び第九十

(新設)	がげ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若第八十六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒第八十条又は第八十七条の規定に違反したとき。 一項の規定により交付すべき者に対し交付したとき。
(新設)	七 第七十三条第二項の規定による記名押印のない書面を同条第供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。 供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。 ない書面を交付したとき、又は同条第三項に規定する方法 しない書面若しくは虚偽の記くは同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記
(新設)四 第五十六条第三項の規定に違反した者	六 第七十三条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しき。
	第四十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の第四十三条の規定に違反したとき。ンション管理士の名称を使用したとき。
用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、「「第三十三条第二項の規定によりマンション管理士の名称の佐(新設)	用の停止を命ぜられた者が、当該停止を命ぜられた期間中に、二 第三十三条第二項の規定によりマンション管理士の名称の使せず、又は虚偽の報告をしたとき。
第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰2 (略)二 (略)	第百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為二 (略) 二 (略)の規定に違反した者
四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者	十八条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。)

	(削る)	2 前項第八号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができ 学書者しくは同条第二項の規定による事業計画書若しくは収支予算書の提出をせず、又は虚偽の記載をした事業計画書、収支 予算書、事業報告書若しくは収支予 は虚偽の陳述をしたとき。
第六十七条又は第八十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

第百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ
の他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百六条、第
百九条第一項(第二号、第三号及び第八号を除く。)の違反行為
をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し
ても、各本条の罰金刑を科する。
第百十二条(略)

第一節 敷地分割組合 第一節 敷地分割組合 第一節 敷地権利変換(第百九十九条—第二九十八条) 第二款 設立等(第百六十四条—第百八十五条) 第二款 段立等(第百八十八条—第百八十五条) 第二款 敷地権利変換手続 第一計 敷地権利変換手続 第二目 敷地権利変換手続 第二目 敷地権利変換手続	第三章 除去する必要のあるべいら言うに持る特別の指置 (略) 第二節 (略) 第五節 敷地分割決議等(第百十五条の二―第百十五条の二 第五節 敷地分割決議等(第百十五条の二―第百二条―第百五条の二 第五章 数也分割決議等(第百十五条の二―第百二条―第百五条の二	・第二章 (略) 改 正 後
	第三章 院去する必要のあるべいら 11 公存を特別の指置第二節・第三節 (略) 第二節・第三節 (略) 区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方の預設 (新設) (新設)	・第二章 (略) 現 行

第二款 雜則(第二百八条—第二百十二条)

) 第三節 敷地分割事業の監督等(第二百十三条—第二百十六条

第六章 雑則(第二百十七条—第二百二十二条)

第七章 罰則(第二百二十三条—第二百三十二条)

附則

(目的)

第 展に寄与することを目的とする。 住環境の確保並びに地震によるマンションの倒壊、 割事業について定めることにより、 マンションの損壊その他の被害からの国民の生 ンションに係る特別の措置、 保護を図り、 この法律は、 もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発 7 ンション建替事業、 マンショ マンションにおける良好な居 ン敷地売却事業及び敷地分 除却する必要のあるマ 命、 身体及び財産 老朽化した

(定義等)

ぞれ当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

一~十 (略)

所有者 第六十九条第 昭和三十七年法律第六十九号。 部がマンションであるものに限 借地権を分割することをいう。 敷地分割 下 (区分所有法第六十五条に規 同 項に規定する団地内 寸 地 共有に属する当 内 建 物 建 以下 物 小る。 0 建物をい 該 定する団 区 「区分所有法」 寸 以下同じ。 分 地 所 内 有 建物 等に関 地 建物 その全部 の敷地又はそ という。 の 団 ける法 所 有者をい 地建物 又は 律

第五章 雑則 (第百六十四条—第百六十九条)

第六章 罰則 (第百七十条—第百七十九条)

附則

(目的)

第一 生命、 国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 並びに地震によるマンションの倒 定めることにより、 ンションに係る特別の措置及びマンション敷地売却事業について 条 この法律は、 身体及び財産の保護を図り、 7 マンションにおける良好な居住 ンション建替事業、 壊その他の被害 もって国民生活 除却する必要のあるマ か の安定向上と 5 環境の確保 0) 国民の

(定義等)

ぞれ当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

~十 (略

十二 敷地分割事業 この法律で定めるところに従って行われる

敷地分割に関する事業をいう。

をいう。
十三 分割実施敷地 敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地

権をいう。十四 区分所有権 区分所有法第二条第一項に規定する区分所有

十五~二十一 (略)

2 三項第二号に規定する再建団地内建物 部を除却するとともに、 法律を適用する。 (マンションを除く。 ンションを除く。 という。)を新たに建築する場合には、 ョンであるものに限る。 区分所有法第七十条第一 「一括建替え決議」という。 については、 及び新たに建築された再建団地内建 同項に規定する再建団 以下この項において「再建 項に規定する一)の内容により、 マンションとみなして、 (その全部 現に存する団 括建替え決議 地 又は 団地 内 敷 部 寸 地 内 に 同 地 地 建 以 内建物 物の全 内建 が この マン 条第 下単 物 物 2

(国及び地方公共団体の責務)

第三 必要のあるマンションに係るマンショ (以 下 必要な施策を講ずるよう努めなけ 国及び地方公共団体は、 「マンションの 建替え等」という。 7 ンシ ればならな ン敷地売却若しくは敷地分 彐 ンの 建 の円滑: 替え又は除却する 化 を図るた

(基本方針)

(新設)

(新設)

項に規定する区分所有権をいう。年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第一年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。)第二条第一年法律第六十九号。以下「区分所有権」を対している。

十二~十八 (略)

とみなして、この法律を適用する。 再建団地内建物 存する団地内建物 部又は一部がマンションであるものに限る。 地内敷地に同条第三項第二号に規定する再建団地内建物 除却するとともに、 ョンであるものに限る。 に 「再建団地内建物」という。)を新たに建築する場合には、 九 「一括建替え決議」という。)の内容により、 条第 分所有法第七十条第一 一項に規定する団地内建物 (マンションを除く。 (マンションを除く。 区分所有法第七十条第 以 項に規定する一括建替え決議 下 一. 団 地内建物」という。) (その全部又は一)及び新たに建築された については、 項に規定する再建団 以下この項において 区分所有法第六 部がマンシ マンション の全部 (その全 (以下単 現に

(国及び地方公共団体の責務)

講ずるよう努めなければならない。
ョンの建替え等」という。)の円滑化を図るため、必要な施策を必要のあるマンションに係るマンション敷地売却(以下「マンシ第三条 国及び地方公共団体は、マンションの建替え又は除却する

(基本方針)

第四 条 (略)

2 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

九 ンに係る敷地 敷地分割事業その 分割の 円 他 0 滑な実施に 除 却 す る必必 . 関 する事項 要 0 あ る 寸 地 内 0 7 彐

(略)

3 五. 1.規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならな 条第一 進に関する法律 基本方針は、 項に規定する全 住生活基本法 成 十二 国 計 年 画 伞 法律第百四 及 成十八年 び 7 ン シ 十九 法律第六十一号) 日 ン 号) 0 管 第三条第一 理 0 適 正 第十 化の 項

4 略

権利変換計画の 決定及び 認 可

第 五十七条

2

は、 行者にあっては施行マンション又はその る当該隣接施行敷地について権利を有する者の 有する者 議決を経るとともに施行マンション又はその敷地について権利 施行者は、)について権利を有する者の 権利変換計画につい 次に掲げる者については、 (組合員を除く。 前項後段の て、 規定による認可を申請しようとするとき 及び隣接施行敷地がある場合におけ あらかじめ、 この 同意を得なけ 限 いりでな 敷 組合にあっては 地 **(**隣 V) れば 同 意を得、 接 なら 施 行 敷地 な 個 総 を含 人施 숲 た を \mathcal{O}

定建物である施行マ

・シシ

3

ンの

建替えを行うことができるとき

建

物

である施行

7

ンションの建替えを行うことができるとき

区分所有法第六十九条の規定により同条第一項に規定する特

「該施行マンションの

所

在する土地

これ

に関する権

利

を

当該

施行マンシ

ョンの所在する土地

0

共有者であ

る団

地

内

建

物

0)

寸

地

建

物

所

有者

含む。 は、 定

0)

共有者である団

地

内建物の

区

分所有法第六十五条に (これに関する権利を 区分所有法第六十九条の規定により同条第一項に規定する特

第四 略)

2 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

~ 八 略

(新設

九 略

3

ば 五条第一項に規定する全国 ならない。 基本方針 は、 住生活基本法 計画 (平成十八年法律第六十一号) との 調和が保たれたものでなけ 第十 れ

4

略

第五十七条

(権利

変換

計

画

の決定及び認可)

2 行者に だし、 む。)について権利を有する者の同意を得なければならな は、 る当該隣 有する者 議決を経るとともに施行マンション又はその敷地について権利を 施行者は、 権利変換計画 次に掲げる者については、この限りでない。 あっては施行マンション又はその敷地 接施行敷地につい **(**組 合員 前項 を除く。 について、 後段の規定による認可を申請しようとするとき て権利を有する者 及び隣接施行敷地 あらかじめ、 組合にあっては総会の の同意を得、 (隣接施 がある場合におけ 行敷地 個 を含 人施 た

3 略 略

る売渡し 利変換計画に関 請求等 す る総 会の 議 決 に 賛 成 L な カ 0 た 組 合員 に 対

六十四 略

2 す ´」とあるの 六十四 おいて同じ。)の 有法第七十条第四 .分所有法第六十三 この 条第一 場合に は、 項 おいて、 「マンショ 対規定は、 頃に لح 読 一条第六 におい み替えるものとする。 区 分所有法第六十三条第六項 前 項 て準用する場合を含む。 及び 0 項の規定による請求に 建 替え等の 第 七 項 円 れ 滑 化 ら に 0) 関 規 0 以 ける法 下この 中 V 定 . て 準 用 を 第 区 律 兀 分 2

3 略

区 分所有法の 規約とみ なす 部 分

七 は団地共 しくは区分所有法第六十七 とき、 ?計画において定めら 地 建 0 敷地 条第 匝 共 物で権利変換計画において施行再 (用部 [条第 、用部分の 利 は 用 項 区分所有法 分 権利変換計画において定めら 12 項 権 から とい おい 0 共 割 合が 有持 、 う。 て準 第三項まで 第 れた施行再 分が区 区 甪 と定め 条第 分所 条に規定する建 する場合を含む。 有法第二十二条第二項 分所有法第十一 (これら 建マ 項 の 5 れ たも ン 寸 建 1地共用 ショ マンシ \mathcal{O} れた施 規 \mathcal{O} 物 定 が 0 の規定に適合 条 0) を あ 部 \exists 部 行再 第一 共用 ると ンの共用 区 分 分若しくは 分所 议 項 き 本 建 部 有法第六 分若 下単 文 マンショ 若 しくは 0 権 部 規 一に分若 附属 しく 利変 L 定 な

> 地 %定する 建 物所 団 地 建 という。 物 所 有 者 第九 十四条第 一項に お て単 に 団

(略)

有

者

3 4 略

する売渡 権利変換 請 計 求等 画 15 関 す る 総 会の 議 決に 賛 成 L な カ つ た組 合員に

第六十四 条 略

項」とあ する。 第四 第六十四 に おい 区 分所 項 この場合に においてこれらの規定を準用する場合を含む。 て同じ。)の規定 [条第一 るの 有法第六十三条第六項及び第七項 は、 項」と読 おい 「マンショ て、 は、 み替えるものとする。 区 ンの 分所 前項の規定による請求につい 有法第六十三条第六項 建 替 こえ等 \mathcal{O} $\widehat{\mathbb{Z}}$ 円滑 分所 化 に関 以 法第七 はする法 中 下この て準用 第 兀 項

3

有

第 七 行 規定に適合し 十七 るとき、 第 共用部分若しくは団 に \mathcal{O} しくは区 十二条 再 な 建物で権利変換 条第三 分所 建 項 て単に 若しくは 7 権利変換 分所有法第六十七 シ 項 区 法 ない 分所 3 E の規約とみなす部 団団 お 第 ン . とき、 計 計 有 0 +地 11 ・てこ 共用 敷 匝 [地共用部 画 画 法第一条に規定する建物 条第 地 に に 又は れ おいて定められた施行再建マンション 部 お 利 条第一 用 5 いて施行 分とい 項 権 権 \mathcal{O} 分の共有持分が区分所有法第十 利変換計画 規 カ 分 0) 項 定を準用 割 ら第三項まで 合が区 、 う。 <u>;</u> 再建 0) 寸)と定めら 地 マンショ 共用 分所有法第二十二条第 に する場合を含む。 の部 おいて定められ 部 $\widehat{\mathbb{Z}}$ ンの共用部 分 分若しくは れたも 分所有法第六 议 下この \mathcal{O} た施 が の発若 附 0) 条 \mathcal{O}

定による規約とみなす。 による規約、 れぞれ区分所有法第四 (区分所有法第六十七条第三項において準用する場合を含む。 規定による規約又は区分所 合し ないときは、 区分所有法第 権利変換 条第二項 十一条第二 有法第二十二条第二項ただ 若しくは 計 画 四中その 項若しくは第 第六 定めをした部 + 七 条第一 十四条第 分は、 し書の規 項 の規 兀 そ 項 定

行者の る相 傍同 項ただし書の規定により賃借権が与えられるように定められ 定する三十日の 政令で定めるところにより、 くは 八十四条 に限る。 地 施 家賃の 1利用権 当の 速やから 種の ばならない。 行 所有する施行再建マンショ |敷地利用権を取得した者又はその 再 価額を基準とし 建築物に関する同 建) ごとに、 額を確定 に、 施行者は、 \mathcal{O} マンション 価額又は 当該事業に 期間を経過し 施行者が賃貸する施行再建 施行再建マンショ 0) マンショ て、 区 これらの 種の 要し 分所 施行再 その た日における近傍類似の 権利の た費用 ン 有 ンの 確定し 権等 者にその 建 建 替 部 取引価格等 0) 事 \mathcal{O} 7 ンの 分につ 賃借権 た額 額を確し ンションの区 業 価 確定 0 額 区 等 及び第六十二条に規 工 L 分所有権若しくは い を取得した者 定するととも 事 \mathcal{O} を考慮 て第六十条第 が 確 た マンションの部 額 完了したとき 定 を通 分所 土 心して定 地 文は 知 有 l たも 権若 に 施施 匹 8 な 近

第

2位による分筆又は合筆の登記の申請)

とができる。 十二条 るときは、 施行者は、 所 有者に マンシ 代 わ 0 彐 分 ン 筆 建 文は 替事業の 合 筆 施 0 行 登 記 0 ため を申 に必 請 けるこ 要が

> 第十四 条第一 二項 項 場合を含む。)の規定による規約又は区分所有法第二十二条第二 た部 ただし書の規定による規約とみなす。 本文の 項の 分は、 条第四項 規定による規 規定に適合し それぞれ区 (区分所有法第六十七条第三項において準用する 約、 1分所有 ないときは、 区 1分所有: 法第四 法第 条第二項 権 利変換計 十一条第二項若 若 しくは 画 中その定 第六十七 しくは めを

第八十四 敷地利 行者の 傍同 け 分の家賃の \mathcal{O} 項ただし書の規定により借家権が与えられるように定められたも る相当の 定する三十日の期間を経過した日に 政 は、 しくは敷地 (施行再 に限る。 令で定めるところにより、 れ 種の ば 速やかに、 なら 用 所有する施行再建マンションの部分について第六十条第四 条 権の 建 建 価額を基準とし 額を確) ごとに、 施行者 な 利用権を取得した者又はその 築物に関する同 マンシ 価額 当該事業に要した費用の額を確定するとともに、 文は は、 ョンの 定 Ļ 施 施 7 て、 区 行者が賃貸する施 行再建マンションの区分所有権若しくは ンション建替事 これらの者にその確定 種 分所有権等の その確定した額及び第六十二条に規 施 0 行再 権 利 建 0 おける近傍類似の土地又は近 マンションの区分所有 取 引価 借家権を取得した者 価 業の工事が完了したとき **治行再建** 額等の 格等を考慮して定 した額 確 マンションの を通 知 権若 部 &

(土地の分割及び合併)

第 ことができる。 あ 九 十二条 るときは、 施 所 行者は、 万有者に 代わ 7 ンショ って土地 ン建替事業の施行のために必要が 0) 分割 又は 合併 0 手続をする

(技術的援助の請求)

2 都道府県知事 第百一条 (略)

請することができる。 化推進センタ 化の推進に関する法律第九十一条に規定するマ 行うために必要があると認めるときは、 都道府県知事及び 议 下 市 町 セン 村長 は タ ĺ 前 とい 項の う 規定による技術 7 ンショ に ンショ 必要な協 ンの管理の適 ン管理適 的 力を要 援助 正 を 正

除却の必要性に係る認定)

第 政庁(以下単に「特定行政庁」という。)に対し、 和二十五年法律第二百一号) 第三十四条の規定による集会 規定により選任された管理者 百二条 項の規定により置かれた理事をいう。 を除却する必要がある旨の認定を申請することができる。 において指定された区分所有者)又は区分所有法第四 マンションの管理者等 国土交通省令で定めるところにより、 第二条第三十五号に規定する特定行 (以 下 (管理者がないときは、 (区分所有法第二十五条第一項 「区分所有者集会」という。 第百五条の二にお 建築基準法 当該マンショ 区 十九条第 1分所有法 V て同 (昭 0 第

は、その旨の認定をするものとする。当該申請に係るマンションが次の各号のいずれかに該当するとき2、特定行政庁は、前項の規定による申請があった場合において、

2

基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるもの当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築

(技術的援助の請求)

(新設)

第百一条

(除却の必要性に係る認定)

対し、 ことができる。 号に規定する特定行政庁 り置かれた理事をいう。 された区分所有者)又は区分所有法第四十九条第一 定による集会 され 百二条 百二十三号)第二条第一項に規定する耐震診断が行われたマンシ ンの管理者等 建築基準法 た管理者 当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請する 建 築物の耐震改修の促進に関する法律 · (以下 (管理者がないときは、 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第三十五 管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規(区分所有法第二十五条第一項の規定により選任 「区分所有者集会」という。)において指定)は、国土交通省令で定めるところによ (以下単に「特定行政庁」という。) に (平成七年法 項の規定によ 律第

るとき。 として国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められ

るとき。 として国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められ 基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるもの 当該申請に係るマンションが 火災に 対する安全性に係る建 築

ると認められるとき。 るおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当す する建物の という。 当該申請に係るマンションが外壁、 部分 が剝離し (第百八条第六項第二号 落下することにより 外装材その他これらに類 ラハ (1) に 周辺に危害を生ず おい て 外壁等

兀 通大臣が定める基準に該当すると認められるとき により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交 その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとし 土交通省令で定めるものに限る。 当該申請に係るマンションが給水、 0 損傷 排水その 腐 食そ 他 の配 0 管設備 他 の劣化 て国

五. き。 滑化の促進に関する法律 条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとし て国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められると 当該申請に係るマンションが高齢者、 (平成十八年法律第九十一号) 障害者等の移動等の円 第十四

3

(新設

第百五条の二

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

独立行政法人都市再生機

構

は、

独立行政法人都市再

務のほか

第百二条第一 -成十五

認定を申請しようとする者又は要除

機構法

伞

年

法律第百号 項の

第十一条第一

項に規

定する業

3

(略)

- 28 -

(略)

建 却認定マンショ 是替え、 調整及び技術の ン 彐 0) 提供の業務を行うことができる。 管理者等からの委託 敷 地 売 却 又 は 敷 地 分割を に基づき 行うため 7 ンショ に 必 要な調 0

(区分所有者集会の特例)

第百六条 集会を開くことができる。 (以 下 この法律及び区分所有法の定めるところにより、 を受けた場合においては、 いずれかに係るもの 第百二条第一項の認定 「特定要除却認定マンショ に限る。 特 (同条第二項 定要除 以 ン 下 特 という。 却 定要除 認定を受けたマンショ 第 一 号 郊認定」 の区分所有者 から第三号ま 区分所有者 という 第

(マンション敷地売却決議

第 百八 あるときは、 であるときは、 当該敷地利用権の 定要除却認定マンション及びその敷地 マンションに係る敷地利用権が数人で有する所 条 敷地売却決議」という。 特定要除却認定を受けた場合において、 区分所有者集会において、 その借地権) 持 分の 価格の各五分の)

をすることができる。 を売却する旨の決議 **(当** 兀 区分所有者、 該敷地利用権 以上の多数で、 有権又は借地 特定要除却認定 (以 下 議決権 が借地権 「マンシ 当該特別で 権で

ければならない。
2 マンション敷地売却決議においては、次に掲げる事項を定めな

受ける者)となるべき者の氏名又は名称た場合にあっては、組合から特定要除却認定マンションを買い規定する組合をいう。以下この号において同じ。)が設立され一 買受人 (第百二十条第一項の規定により組合 (第百十六条に

一·三 (略)

(区分所有者集会の特例

るところにより、区分所有者集会を開くことができる。認定マンションの区分所有者は、この法律及び区分所有法の定め、百六条 第百二条第一項の認定を受けた場合においては、要除却

(マンション敷地売却決議

第百八条 ン敷地売却決議」という。 あるときは、 要除却認定マンション及びその敷地 び当該敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該 であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、 定マンションに係る敷地利用権が数人で有する所有権又は借 第百 その借地権) 二条第 一項の認定を受けた場合において、 を売却する旨の決議 をすることができる。 (当該敷地 利用 以 権が借地権 下 「マンショ 要除却 議決権及 地

ければならない。
2 マンション敷地売却決議においては、次に掲げる事項を定めな

る者)となるべき者の氏名又は名称た場合にあっては、組合から要除却認定マンションを買い受け規定する組合をいう。以下この号において同じ。)が設立され一 買受人(第百二十条第一項の規定により組合(第百十六条に

· 三 (略)

6 3 \ 5 7 9 る事項をも通知しなければならない。 通知をするときは、 (削る) 前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項 (1) する場合 (1) 火災に対する安全性のする場合 次に掲げる事項 (2) (1) する場合 (2) 次に掲げる場合の区分に応じ 1)の改修に要する費用の概算額ョンの建替えをしない理由 ションの建替えをしない理 特定要除却認定マンションが第百二条第二項第三号に該当 特定要除却認定マンションが第百二条第二項 て単に「耐震改修」という。 百二十三号) 特定要除却認定マンショ (略) (略) ない 火災に対する安全性の向上を目 (1)の改修に要する費用の概算額 外壁等の剝離及び落下の防止 耐震改修に要する費用 建築物の耐震改修の促進に関 理由 次に掲げる事項 次に掲げる事項 前条に規定する議案の要領のほか、 第二条第二項に規 の概算額 ン 由 が第百二条第二項 それぞれ次に定める事項 又はマンションの建替えを する法律 を目的とした改修又はマ 定する耐震改修 的とした改修又は (平成 第一 第二号に該当 七 (2)におい 号に該当 次に掲げ 年法律第 マンシ 0 7 5 9 6 3 \ 5 三 る事項をも通知しなければならない。 通知をするときは、 る耐震改 ンションの建替えをしない理由 耐震改修に 建築物の (略) (略) 略 修 耐 (次号に 震 改 修 お 0 促 い 進

前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項 前条に規定する議案の要領のほか、 次に掲げ \mathcal{O}

て単に に関する法律第 耐震改修」 一条第二 という。 一項に規定す 又はマ

分

所

有法

留第六

十三条

次及び

第

六

+

兀

条

0

規

定

は

7

ン

シ

彐

敷

10

, 6

第 単 う

下 11 ン

が 円 五項 借 設立された場合にあつて 却 ンショ 買 地 分所 0 ママ 滑 ョンをい 闩 くまで及び 受 事 等 ての 権 項に規定するマンショ るの 取 0) 却 等が 、 う。 ンショ に着手 化法第1 ンショ 滑 シ ョ 壊 建替え等 計 同 有 決 **E**条第七 一条第 とい 権利 とい 法第六 は 転 化法第百十六 議 等」 以 敷 \mathcal{O} 0 な が ママ 、 う。 . う。 う。 区 認 L \mathcal{O} 下 工 地 あ 事に なか 売却 分所 同じ。 、円滑化法 とき」 項中 敷 十三 定 移 項 0 一円 が地売 第八 転 円 た 第 に着手し 有法 条 が 及 で に 滑 場 \exists 滑 0 及びその 八条に規 円 却」 、号に と、 た 化に 第 合 そ な 化 あ 項 建 は、 公第六十 ر ا 第二 と 敷 Ō 物 法 滑化法第百二 るとき 及びその 第 に 1第二条 とい 規定 着手 لح な 関 地 区 項 \mathcal{O} 0 分所 流定する. はする ٢, [] 敷 円 +条 敷 区 売 取 あ 中 V には、 -号に規 とするマ をし . う。 第 分所 却 地 匹 壊 地 滑 る て 条中 法律 第 売却 とあ 化 敷 を 有 同 \mathcal{O} 建 準 L \mathcal{O} 地 項 法 組 法 組 そ 有 替 な は 項 用 \mathcal{O} ・ンショ と読 ただし 第百四 合をい 第六 +に 項 \mathcal{O} 定 第 法 1 工 合 決 る (\(\neq \) 以 え す てする借 議に 第六 に ź。 第十号に と 権 条 借 \mathcal{O} 建 事 \sim き」 ンシ 号に と み替 十四四 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 地 替えに」 下 利 は 十三 う。 着 0 書 帰 + 権。 基 と える 条中 手 属。 円 敷 と 移 中 九 項 地 彐 規 づ 同 円 あ \mathcal{O} 規定す |条第六| 条の あ ン 定 < 条第三項 地 滑 場 転 以 \mathcal{O} 以 権 滑 る とあ 売却 と 建 0) ŧ る 等 以 下 規 下 す 売 化 化 \mathcal{O} 合 建 议 規 \mathcal{O} \mathcal{O} あ が 物 下 同 定 同 敷 る 買 法 法 は に Ü ^る売. 定に ľ 下単 項中 とする 替 は な 0 に 地 7 契 第 る る お 権 以 $\tilde{\mathcal{O}}$ 利用 ンシ え 0) カュ 取 ょ 約 百 カ لح 7 1 権

n

が組に

に

権 彐 ょ 条

に 八 建 は

ンショ るマン 売却マ 設立 借地 権 \mathcal{O} 移 が 物 Ŧī. X 地 \mathcal{O} 合 0 ンをいう。 第 マンション に 彐 ~転等」 ?円滑 と あ 工 V 0 項 移 利 ママ 分 売 一円 区 され 権 が所有 ての まで及び区 転 0 事 項 取 0) 却 る 第二条第一 分所 ・ンショ 壊し に規定するマンション敷地 0 等 同 滑 化 シ 建 決 移 **E**条第七 着手し とい をい ショ 化法 権利の とい 3 法 が 転 た場合にあ 法 替え等 議が 有 は 等」 第六 ない 以 敷 法 第 ン 0) ママ . う。 、 う。 、 う。 第百 ン 地 第 工 ン あ 下 一 、とき」 と 売却 分所有 項 項 な 移 条 同 事 敷 关 ン 0 十三条第一 一 ľ た場 シ 中 か 十六条に規定する組合をいう。 転 第 滑 に 地 第八号に規定するマンショ 十三条及び 円 つた」 いつては、 であ が 及びその敷 滑 化法第二条第一項第一号に規定するマン 着手しない」とあるのは に」と、 売却」とい 滑 彐 建 (円滑 「その着手をしな と 化に ない 化法 法第六十四 合 ン 項 及びその敷地 敷 物 るときは、 に 第 とあ 地 区 0 第二条第 化 十七号に規定 関する法律 項 0 円滑 ٤ 法第百 区 売却 分所 第六十 取 中 V 、 う。) る 地 壊 分所有法第六十三条第六 て準 建 を の組 条中 同 売却決議に基づく売買契約 有 L \mathcal{O} 化法第百四十九条の規定による その借 三 十 法 \mathcal{O} は 項 替 用 兀 と読 に」と、 ただ 項第十号に規定する売 「えに」 ずる。 いとき」 条の 第六十四 工事の着 合 「建替えに」とある 以 (マンション でする借 権 -条 第 \sim 0 L 地 み替えるものとする。 利 下 規定は、 書中 帰属。 権。 とあるの \mathcal{O} ン敷地売却 円 「円滑化法 とあ 項 同 条中 手 移転等が 地 0 滑化 以 権 0 以 条第三項 場 とある るのは . の 建 規定によ 以 下同じ。 下 合 7 以 敷地 建 同 法第 物 下 ン は に 項 「替えを」 なか ľ 下 シ \mathcal{O} お **(以** ママ とい の 旨 中 0 取 権 単 利 か 彐 却 シ は 利 ŋ に 用 は 壊 0 八 5 下 て、 た \mathcal{O} が 組 に 彐 条 建 権 第

受 計 画 0 認 定 を

利

は

9 た

壊 利 却 ょ

L

 \mathcal{O}

7

る

第百九 計画 物 却認定マンショ これを買い受けようとする者は、 認定を申請することができる。 又はその部 0 決議がされた特定要除却認定マンショ 提供等 条 (以 下 シ 国土交通省令で定めるところにより、 彐 7 ンショ 分の提供又はあっせんをいう。 「買受計画」という。 (決議特定要除 に ン」という。 0 V ン敷地売却決議が予定され て マンショ 却認 定マンションに代わるべき建築物 0) 当該 ン敷 買受け及び除却並びに代替建築 を い 特 定 要 作成し、 地 売却 ン (以下 以下 たている 除 決 同 都 7 却 議 ٣ ンショ 道 認 が 「決議 府県 定 あ 特定要除 7 0 特定要除 に関する 知事等 ンショ た場 合に 却認 0)

2 買受計画には、 次に掲げる事 項を 記 載し なけ れ ば ならない。

要除却認定マ 定要 決議特定要 除 却 認 除却 定 ショ 7 認定マンションを買 シ ンを除却する日 彐 ン 0 管理 に関する事項 までの間に い受け た日 おけ から決議特定 る当該決議

 \equiv 決議特定要除却認定マンシ 決議特定要除 却 認定 7 ン シ 彐 3 ン ン 0) の買受け及び 買受け及び除却 除却 の予定・ に関 ける資 時 期

兀 (略)

金計画

五. 関する事項 決議特定要除 却 認定マ ン シ 彐 を除 却 L た 後 0) 土 地 0) 利 用 に

六 略

買受計画の認定基 準

百十条 合におい 都道府県知事等は、 次の各号のい ず 前条第一 れにも該当 項 すると認 0) 認定の申 \Diamond るときは、 請 が あ った場 そ

決 議特定要除却認定マ シ 彐 ン を 買 い受け た 日 カゝ 5 決 議 特 定

 \mathcal{O}

認定をするもの

とする。

第百 ンショ 要除 できる。 は 」という。 国土交通省令で定めるところにより、 を買い受けようとする者は された要除却認定マンション(以下 とい あっせんをいう。 九 . 却認定マンションに代わるべき建築物又はその部 条 . う。 ン につ 7 を作成し、 の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等 1 ション敷地 て、 以下同じ。 マン 都道府県知事等の認定を申請することが シ 売却決議 彐 ン敷 当該要除 に関する計画 が予定されている要除却認定マ 地 売却決議 「決議要除却認定マンション 却認 マンション敷地売却決議 定マンションごとに、 があ 以下 った場合にこれ 分の提供又 「買受計 (決議 画

2 買受計画 決議 には、 |除却認定マンションを買い受けた日 次に掲げる事項を記載しなければならない。 から決議要除却 認

定 7 シ ションを除却する日 3 の管理 に関 はする事 までの間 項

に

おける当該

決

議

要除

定マ

ン

要

三 決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計 決 (議要 除却認定マ ンションの買受け及び除却の予定時

画

兀 略

Ŧī. る事項 決議要 除 却 認定 7 ン シ ョン · を 除 却 した後の 土 地 0 利用 に関

六 略

(買受計画の認定基準)

第 百 \mathcal{O} 合におい 1十条 認 定 をするも 都道 て、 次の 府県知事等は、 0 各号の とする。 1 ずれ 前 条第一 にも該当すると認めるときは、 項の認定の申請があった場 そ

決 議 要 除却認定マ シシ 彐 ンを買い受け た日 カゝ 5 決 議 要 除

とが確実であること。
定要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないこ要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議特要

- 除却されることが確実であること。
 、当該決議特定要除却認定マンションが買い受けられ、かつ、金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり二、決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資
- 三 確 0 実に遂行するため適切なものであること。 区分所有者又は借家権者の要請に係る代替 代替建築物提供 等計画が当 該 決議 特定要除 建 却 築物 認定 の提供等 7 ンショ ン を

(除却等の実施)

第 百 0 画 「認定マンションの買受け及び除却並び 施しなければ 十三条 (第百十一条第一 以下「認定買受計 認定買受人は、 ならない。 項の変更の 画 第百九条第一項の認定を受けた買受計 という。 認定が あっ に代替建築物の提供等を に従い、 たときは、 決議特定要除

(報告の徴収等)

第 2 百十 又は代替建築物の提供 (施すべきことを勧告することができる) に定買受人に対して、 1係る決議特定要除却認定マンションの買受け 替建築物の提供等の状況について報告を求めることができる。 都道府県知事等は、 従って決 应 条 都道 議特定要 府 県 知 当 等を実施してい 除 認定買受人が 事 該認定買受計 却認定マンショ 等 は、 認定買 正当 画 ないと認 受人に対 に な理 ン の買受け若しくは除却 従 ってこれ 由がなく認定買受計 į 若しくは除却 めるときは、 認定買受計 5 の措置 当該 又は 画 を

ること。マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であ定マンションが除却される日までの間に、当該決議要除却認定

- ることが確実であること。
 該決議要除却認定マンションが買い受けられ、かつ、除却され画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当一決議要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計一決議要除
- 分所有者又は借家権 代替建 遂行するため適切なものであること。 築物提供 公等計画 者の要請 が当 に係る代替建築物の提供等を確 該 決 議 要除却 認 定 7 ンショ ン \mathcal{O} 区

(除却等の実施)

第百十三条 \mathcal{O} 画 L 定 もの。 なければならない。 マンションの買受け及び除却並びに代替建築物の提供等を実施 (第百十一条第一項 以 下 認定買受人は、 「認定買受計 の変更の認定があったときは、 第百九条第一項の認定を受けた買受計 「画」という。 に従い、 決 その変更後 議要除却認

(報告の徴収等)

2 第 **尼百十四** 買受人に対して、 代 画に従って決議要除 建 に係る決 建築物の · 替建 都道府県知 きことを勧告することができる。 築物 条 (議要除 提供等の状況について報告を求めることができる。 都道 0 提供 事等 . 却認定マンションの買受け若しくは除却又は 府 は、 当 (等を実施していないと認 県 却認 該認定買受計 知 認定買受人が正当な理由がなく認定買受計 事 定マンション 等 は、 認定買受人に対し、 画 に 従ってこれらの措置を実施 の買受け若しくは除却又は め るときは 認定買受計 当該認定

の要領をも通知しなければならない。 「国地建物所有者集会の招集の通知に関する特例) 「国地建物所有者集会の招集の通知に関する特例)	(団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例) (団地建物所有者集会の特例)	第五節 敷地分割決議等	ばならない。
(新設)	(新設)	(新設)	らない。

(地分割決議)

(敷

分割決議」 地内建物の 分の四以上の多数で、 建物所有者集会におい 百 + 五. 条の とい 敷地又はその 兀 、 う。 特 定 要 をす 当 て、 除 借 該特定団地建物所有者 却 特定団 ることができる。 地 認定を受けた場合に 権を分割する旨 地建物所有者及び \mathcal{O} 決 の共有に属 お 議 議決権 V 以 7 は 下 する の各 敷 4 寸 地 五. 地

2 合によるものとする。 あっても、 する区分所有法第三十 十八条の 権 前 項の は 規定にかかわら 区 寸 当該団地内 |分所有法第六 地 建 物所 有者集 -条 第 建 十六 物 ず 会に 0 条に 敷 項 区 地 0 分所有法第六 お ける各様 又はその 規 お 約に V て 別段 特定 準 借地 用 0 十六条に す 寸 権 定 る 地 0) \Diamond 区 建 共有 が 分 物 あ お 所 所 持分の る場合で *(*) 有 有 て準用 法第三 者 0) 割 議

3 ない。 敷地分割決議において は 次に掲げる事 項 を定 め なけ ればなら

除却マ

ンショ

敷

地

(敷

地

分

割

後

0

特

定

要除

却

認定

マンショ

ľ, 以下同じ。 (敷 (敷地分割決議に係るものに 地分割後の となるべ となるべ き土 除却マンショ 地 、き土地 \mathcal{O} 区域 ン \mathcal{O} 限る。 敷 区 地以 域 及び非 外の 0 敷地 除 存する敷 却 を 7 ・ンショ いう。 地をいう。 ン敷 以 下 同 地

敷地分割に要 敷地分割後の する費用 4 地 共用. の概算額 部 分の共 有持 分の帰属に関する事項

敷地分割後の

土

地

又はそ

 \mathcal{O}

借

地

権

 \mathcal{O}

帰

属

に

関

する事項

前号に規定する費用の分担に関する事項

六 五 四 三 二 寸 団地内の 駐車 場 集会所その 他 \mathcal{O} 生活に 必 要な共同 利用 施 設

前項各号 \mathcal{O} 敷地 一分割後の 管理 及び 使 用 に 関 する事項

(第四号を除く。

に掲げる事項

は

各

特

定団

地

建

物

4

新

- 所有者の衡平を害しないように定めなければならない。
- 5 集会を招集するときは、 け 区分所有法第三十五条第 ればならない 当該団地建物所有者集会の会日より少なくとも二月前に発しな 第 項に規定する決 談議事 区 項の 分所有法第六 項 を会 通知は、 議 0 目 同 十六条に 的 項の規定に とする団 おい |地建物| かかわらず て準 用 所 する 有 者
- 6 ばならない。 準 見規定する議案の -用する区分所有法 前項に規定する場合において、 要領の 第三 ほか 十五条第 次に掲げる事項をも通知しなけ 区分所有法第六十六条に 項 0) 通 知をす るとき は お 前 ** \ 条 れ
- 必要とする理由
 ・特定要除却認定マンションの除却の実施のために敷地分割を
- 法一一敷地分割後の当該特定要除却認定マンションの除却の実施方二一敷地分割後の当該特定要除却認定マンションの除却の実施方
- 住環境を確保するための れているときは、 マンショ ン 0) 建 当該計画 替え等その 措置に関 の概要 他 0 する中長期的 寸 地 内 建 物 に な計 お け る良 画 が定めら 好 な居
- 7 知 有者集会の会日より 分が 第五項の日 説明会を開 き事 ず項につ 団地建物所有者集会を招集し 催し なけ V て 少 特定 ればならない。 なくとも一月前までに、 寸 地 |建物所有者に対し説明を行うため た者 上は、 当 当該 該 招 集 寸 \mathcal{O} 地 際に通

8

規定は、 律第百十五条の 特定団地建物所有者 区分所有法第三十五条第 区分所有法第三 と、 前項の説明 同項ただし書中 会の 十五条第 規 (\ \ \ \ \ \ 定する特 シシ 開催につい 彐 項から第四 「伸縮する」 定 項 ン 団 \mathcal{O} 中 地 建 て準用する。 区 替え等 建 分所有者」 物 項 くまで とあるの 所 \mathcal{O} 有 円 及び第三 者 この場合にお を 滑 とあるの は 化 う に 一十六条の 伸長する 関 ける法 下 は 同

有法第六 とあるの と 草 は 一項及び 有 寸 司 部 地 条第一 は 十六 分 内 第四 条に 特 と 定団 1項並び لح 項 及び 読 お 同 み替 I地建物 条 V 第 に て 第 らえるも 区 準 一用す 所有者」 分所有法第三十六条中 項 項 中 中 0) る とする。 区 第 専 と 分 兀 有 所 + 部 分 同 有 条 法第 項 中 لح と あ 兀 あ 建 る 十 る 区 条」 物 0 0 内 分 は は 所 とあ 有 建 区 者 同 物 分 条 所 又

9 議 なけ 地 分割決 れ ば 7 なら 0 公議をし 各 特 定団 た 寸 地 建 地 建物 物 所 有者の 所 有者 集会の 賛否をも 議 記載 事 録に L は 又は そ 記 0) 録 決

10 をしたものとみなす む。 地 分割決 は 次議に賛 敷 放地 分割 成し 決 議 た 各特 0 内 容 定 寸 に 地 ŋ 建 敷 物 地 所 分割 有 者 を (そ 行 Š 0 旨 承 0 継 合 人 を 意

(区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求

第百二十四条 (略

3 2

え等 第二条第一 11 却 地壳却決議 円 て、 規定による請求が 区分所有法第六十三条第五 とあるの Ö 滑化法第百四 項第八号に規定するマ 大議 同条第六 円滑化に 同条第五項 項第十号に規定する売却 は 以 項 関する法 円 +中 下 中 建 九 滑化法第百 物 単 あった場 「建替えに」 条の に 建 \mathcal{O} 替 律 取 「マンシ 壊し こえ決 ・ンショ 規定による売 (以 下 一会につ 項から第七 議」 0 八 とあ 工 彐 条 ン 円 事に 第一 لح ン 敷 **\ 7 めるのは「マンンで準用する。 滑化 敷 あ 地 るの 項に規 売却 シ 着 却 地 項 売却 法 彐 手 ま 7 ン L は に での規定 ン 「マンシ ショ 定する という。 を 決 な ママ と、 議 11 11 う。 ンシ この場合に は、 という。 彐 لح 7 円 ョン敷 ある ンの 以 建 第二条 下 滑 シ 替 第 え決 同 化 \mathcal{O} 彐 建 は地 じ 法 替 お 項

区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求

2 (略)

第

百二

十四四

条

略

3 とい な 決議」 0) シ 定するマ 1 と ンシ て、 マ 規定による請求が 彐 11 区分所有法第六十三条第五項から第七項までの規定は、 う。 とい لح シ 彐 区 分所 河 あ 3 建 ン , う。 第二条 るの ショ 滑 ン 替え決議」とあるの 0 有法 化 敷 建) 」 と、 を 替え等 !法第二条第一 地 は ン 売却 第六 第 敷 「円滑 地 あ 売却 項 決 \dot{O} 十三条第五 0 同条第六項中 化法第百 議 第 円滑化に関する法 た場合につい ے ک 決議 八号に規定するマンショ 項第十号に規定する売却 は (以下単に 項中 兀 「円滑化法第百八条第 建 + 九条の規 物 「建替え決議 て準用する。 「建替えに」 の取 律 「マンション 壊 (以下 しの 定による売却 この とあるの ン敷地 工事に着手し 」とあるの 「円滑 マンショ 場合に 敷 項に規 売却に 地 化 は 売却 法 は 項 お

第百六十四条 第百六十三条 第百六十五条 2 と のは 条第 しの工事の着手」とあるの 同項ただし書中 る組合への帰属(以下単に とができる。 るものとする。 (敷地 2要があると認めるときは (法人格) 、技術的援助の請求) ないとき」とあるの は、 であるときは、 第五章 「組合 及びその 道府県知 「第四項」とあるのは 分割事 項 第 第二 敷地分割事業を実施することができる。 節 への帰属がなかつ 業の 一十号に 敷地 事 組 敷 款 敷 等は 合は、 地分割組 地分割事業 略) 「建物の取 通則 地分割組合 実 (売却マンショ (施) その借 規定する借 は 法人とする。 前 合 項 組 壊し は 地 \mathcal{O} 以 たし 合への帰属がないとき」 円滑化法第百二十四条第一項」と、 組 権 セ 規 組 合へ 0) 地 下 定 合へ と ン タ 工事に着手しなかつた」とある \mathcal{O} 権 よる 0] 0) 円 0) 以 章に の帰 帰属」 同条第七 滑化法第百 敷 に必要な協力を要請するこ が地利用: 技 下 属 おい 術 単 という。 的 に ۲, 項中 7 援 権が円滑 一借 助 十六条に規定 組 を 地 「その着手を 「建物の取壊 合 と読み替え 権」 行うため がない」 化 という という 法第二 に す 第百六十三条 (新設 (新設 (新設) 項中 とき」と読み替えるものとする。 なかつた」とあるのは 四条第一項」と、 百十六条に規定する組合への帰属 権 をいう。 いう。)がない」と、 借地 が円滑化法第 技術的援 「その着手をしないとき」とあるのは 「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは (新設) 権」という。 (新設) 以下同 (新設) 助 の請求 略 じ。 二条第 同項ただし書中 及びその敷地 であるときは、 組 「第四項」とあるのは 項 合への帰属がな 第十七号に規定する借 「建物の取壊しの工事に着手し (以下単に (売却マンションの敷地利用 その借 か 組 つた」と、 地 組合 「円滑化法第百二十 権) 合への帰属がない 「組合へ 地 の円滑化法第 への帰属」と 権

(以下単に

の帰属」 同条第七

用 い 用 (新 設)	第二款 設立等 てはならない。
	てはならない。
	い針は、
	ならない。
	第百六十七条 組合は、その名称中に敷地分割組合という文字を用(名称の使用制限)
	十 その他国土交通省令で定める事項
	九 公告の方法
	八事業年度
	七 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項
	六 総会に関する事項
	関する事項
の方法に	五 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方
	四 事業に要する経費の分担に関する事項
	三事務所の所在地
	二 分割実施敷地に係る団地の名称及びその所在地
	一組合の名称
	ならない。
: れば (新設)	第百六十六条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなけ
	(定款)
	八条の規定は、組合について準用する。
七十	人及び一般財

第百七十条 第百六十八条第一項の規定による認可の申請があっらない。 (事業計画の縦覧及び意見書の処理) らない。	(事業計画) (事業計画) (事業計画) (事業計画) (事業計画) (事業計画) (事業計画との他国土交通省令で定める事項を記載 (事業計画) (事業計画においては、国土交通省令で定めると (事業計画) (事業計画においては、国土交通省令で定めると (事業計画) (2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者とみなす。 制合の設立について、敷地分割合意者の四分の三以上となる場合に限る。)な 者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。)な 得なければならない。 同年の場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の時 では、この場合において、団地内建物の敷地に現に存する一のは では、この場合において、団地内建物の敷地の割合意者は、	第百六十八条 第百十五条の四第十項の規定により敷地分割決議のの認可を受けて組合を設立することができる。
た。はた	だしり事のこれ 業概ろ	な 人 の ま き 高 に 、	知事「内た決事業敷容者議等計地に」
(新 設)	(新 設)		(新 設)

4 3 2 ときは、 審理 円滑化に関する法律第九条第 第三十八 きは、 に、 県知事は当該町 に供 場合において、 あると認めるときは事業計 せなければならない。 内にあるとき 查法第二章第三節 の旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。 規定により 前項の規定による意見書の内容の審査については、 都道府県知事等は、 縦覧期間 分割実施 員」 その ずれかに該当しない 以下同じ。 0) 都道府県知事等に意見書を提出することができる。 その 規定を準用する。 へ 条、 この とあるの 意見書に係る意見を採択すべ 当 間満了の 該土 内 敷 が縦覧に は、 容を審査し、 地となるべ 限りでない。 第四十条、 村の 分割 地 日 は 0) 当 (第二十九条、 と、 供され . (T) 長に当 所 該 実 翌日 前項 在 市 施 都道府県知事等 ただし、 第四 き土 この 事実があ 地 敷 同 \mathcal{O} から た事 が町 その 法第三十一 画 0 該事業計画 長 地となるべ 「に必 場 +規定により意見書の提出 地 は 一合に 起算し につ 村の 項に規定する都道 意見書に係る意見を採択 業計画に 当 当 |該申 条第三項 第三十条、 要な修 ŋ 該 おい V 区 事 条、 きで き土 認可 請に を二週間 て二週間を経過する日 て 域 業 て 正 権 内にあるとき 計 及び第四・ ンショ 関し 第三十二条第三項、 を加えるべきことを命 ないと認めるときはそ 利 す 地 画 V 第三十二条第二項、 を二 同 を ベ 0) て きでな 法第二 公衆の 意見があ 明らかに次条各号 有 所 ンの する 週 府県知事等を 在 十二条を除く 間 地 十八 行政不服審 いと認 縦覧に供さ 公衆 建 が 者 は が るときは 替え等 す 市 あったと は 都 道· 条中 \mathcal{O} \mathcal{O} きで まで める 縦覧 前 区 域 第 府 項

5

第百六十八条第一

項の

規定による認可

, を 申

請

L

た者

が

第三

項

項

及び第二

項

中

「審理

員

とあるの

は

都道府県

知事等」

4

三十三条から第三十七条まで、

第三十

九条並びに第四

+

と 条読 第

(認可の公告等)	り成立する。 第百七十二条 組合は、第百六十八条第一項の規定による認可によ (組合の成立)	七(その他基本方針に照らして適切なものであること。と)と。		となるべき土地との境界線上となるべき土地との境界線上	あること。	容にあっては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内 申請手級が法令に遺反するものでないこと		第百七十一条 都道府県知事等は、第百六十八条第一項の規定によ (認可の基準)	定する手続を行うべきものとする。 申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事等に
----------	---	-------------------------------	--	----------------------------	-------	---	--	--	---

3 2 2 第百七十三条 第 きない。 地の より、 る認可 十四条第一 る。 っては、 物所有者 百七十四条 分割実施敷地」 建替え合意者等である組合員又は参加 を の組合員とする。 は事業計画をもつ を送付しなけ 実施敷地の 項」 (組合員) 組合は、 は 分割実施敷地に現に存する この場合において、 人の 区 か 「その 过域、 とあるのは 組合の をしたときは つ、 、条及び第十九条の規定は、 組合員とみなす。 第三 (その承継人 他 項」 前項の 関係市町村長に分割実施敷地に係る団 \mathcal{O} 区域その 事業実施期間その他国土交通省令で定める事項を公告 名称、 分割実 専有部分) 款 都道府県 ればならない。 とあるの کے 管理 公告があるまで 「第百六十八条第一項」 第十 施 他国土交通省令で定める事 分割実施敷 知事等 敷 組合員その 遅 (組合を除く。 が地に 足滞なく は 第十八条第 が 九 数人 条中 「第百七十三条第一 現に は、 0 0) 地に係る団 「施行マ 存す は 共有に属するときは 建 他の第三者に対抗することが 第百六十八条第 玉 土交通 物 組 一項及び第二項中 加組合員の 合の る 組 (専 を含む。 寸 合 ショ と 有部 一地の 組 0 省令で定 地 合員に 内 成 項」 項を表示する図書 同 名 別 分 建 <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> その 条第 又は 0 物 地 称 ٢ 項 とあ の名称、 0 あ は 0) \emptyset る建 定 分割実施敷 るところに 他 V 特 の規定によ 「第九条第 その数人 項中 て準 全て組 款若 る 定 とある とある 足物にあ 並 0 4 しく びに 用す 分割 は 地 「第 合 建 で (新設

(新設)

٤

有する区分所有権又は敷地利用権」

	六 賦課金の額及び賦課徴収の方法契約
	 五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき 四 経費の収支予算
	法 借 入 金
	一定款の変更い。
(新設)	
	つ 央 妻
(新 設)	第百七十六条 組合の総会は、総組合員で組織する。(総会の組織)
	組合の役員について準用する。
	3
	2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこ
	上を置く。
(新設)	第百七十五条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以
	(役員)
	と読み替えるものとする。
	分所有権又は敷地利用権」とあるのは「その分割実施敷地持分」
	施敷地持分をいう。以下この条において同じ。)」と、「その区のは「有する分割実施敷地持分(第百七十九条に規定する分割実

組 (新 設)	以上であることをもって足りる。 (総代会) (総代会) (総代会) (総代会) (というである) (と
じ当(合 ち (新 設)	とあるのは「第百七十九条」と読み替えるものとする。 (特別の議決) (特別の議決) (特別の議決) (特別の議決を正のの事項がで定める重要な事項並びに同条第八号に掲げる事項は、組合事項部分のある建物にあっては、専有部分)を所有するための当該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じるとあるのは「第1000円の第100円では、第100円
「 あ る 第 (新 設)	は、 「第百六十八条第一項」と、第二十九条第三項中「次条の規定は組合の総会の議事について、それぞれ準用する。 「第百六十八条第一項」と、第二十九条第二項中「第九条第一項」と、第二十八条の規定は組合の総会の招集について、それぞれ準用する。 「第百六十八条第一項」と、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十八条の規定は組合の総会の招集について、 「第百六十八条第一項」と、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十八条第五項中「第九条第一項」と、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第二項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条場合において、第二十九条第三項中「次条」を表する。

	の規定の適用については、出席者とみなす。十八条及び第百八十条第四項において準用する第二十九条第一項
	第二項の規定により議決権及組合員に「諸決権を存したい
	組合と特定の組合員との関
	権及び選挙権を行使することができる。
	2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決
	除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。
(新設)	第百八十二条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を
	(議決権及び選挙権)
	、「第百八十一条第一項」と読み替えるものとする。
	て準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは
	3 第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、組合の総代につい
	補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。
	2 総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。
	員(法人にあっては、その役員)のうちから選挙する。
(新設)	第百八十一条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合
	(総代)
	でれ準用する。
	三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それ
	(第三項ただし書を除く。) の規定は組合の総代会について、第
	4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六項並びに第二十九条
	二 前条の規定に従って議決しなければならない事項
	一 理事及び監事の選挙又は選任
	当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

(解散) (和数) (和数)	3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもって組合に対抗することができない。 4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠ったときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。 「第百八十五条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員に、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。 「政令で定める。」
(新	新
設)	設

	2 組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用につ
	- とあるのは「公益法人等(敷地分割組合及び」とする。
	地分割組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等 ()、」。 『影祭』』『『条第三項中「公益法人等 ()
	合を含む。)」と、司条第二項中「除く」とあるのは「除くものに同条第一項中「普通洛ノ」とあるのは「普通洛ノ(勇坦分害刹
	「頁中「警角失人」こうなりは「警角失人(女也分列合並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合
	には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(敷
	。この場合において、同法第三十七条の規定を適用
	の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみ
(新設)	第百八十八条 組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定
	:
	第五款 税法上の特例
	の解散及び清算について準用する。
(新設)	第百八十七条 第三十八条の二から第四十三条までの規定は、組合
	(組合の解散及び清算についての規定の準用)
	第三者に対抗することができない。
	6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の
	を公告しなければならない。
	き、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨
	5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したと
	知事等の認可を受けなければならない。
	うとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県
	4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しよ
	者の同意を得なければならない。

第百九十条 組合は、第百七十三条第一項の公告後、遅滞なく、敷(敷地権利変換計画の決定及び認可) 第二目 敷地権利変換計画	手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。 「大きは、組合の清算人は、遅滞なく、登記所に、敷地権利変換期日前において第百八十六条第五項の公告があきない。	第二項の承認を得ないでした処分は、組合に対抗することが由がなければ、前項の承認を拒むことができない。 一組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当なない。 一型の対象の所有権及び分割実施敷地持分を処分するときは、団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分を処分するときは、	2 前項の登記があった後においては、組合員は、当該登記に係る、遅滞なく、登記所に、分割実施敷地に現に存する団地内建物の下有権(専有部分のある建物にあっては、区分所有権。次項において同じ。)及び分割実施敷地持分(既登記のものに限る。次項において同じ。)及び分割実施敷地持分(既登記のものに限る。次項において同じ。)及び分割実施敷地持分(既登記のものに限る。次項において対しなければならない。	第一目 手続の開始 第二節 敷地権利変換手続等
(新設) (新設)			(新設)	(新設)

ともに、 あるときは、 玉 地権利変換計画を定めなければならない。 《有権をもって組合に対抗することができない者については、 組合は、 [土交通省令で定めるところにより 敷地権利変換計画について、 なければならない 組合員以外に分割実施敷地につ 前項後段の規定による認可を申 その者の 同意を得り なけ あらかじめ、 ればならな 都道府県知事等の認可を受 V この場合に て所有権 請しようとするとき 総会の議決を経ると ただし、 を有する者が お いては、 その

2

敷 地 権利変換計画 の内 容) 限りでない

第百九十 るところにより、 条 敷 地 権利変換計 次に掲げる事項を定め 画に おい 7 なけ は、 れ 玉 ばならない。 土交通省令で定 \otimes

除却マンショ

敷地及び

非除却

7

ンショ

ン敷

地

の区域

該除却マンショ 有部分のある建物にあっては、 応して、 分割実施敷地持分を有する者で 除却敷地持分(除却マンション敷地に存する建物 敷地の 所有権又は借地権の共有持分をいう。 専有部分) 当 該分割実施敷地持分に対 を所有するための当 (専

以下同じ。 住所 を与えられることとなるもの の氏名又は名称及び

四三 て与えられることとなる除却敷地持 |号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応し 分の明細及びその価額

前号に掲げる者が

有する分割実

施

敷

地

持

分及び

その価

」という。 分割実施敷地持分を有する者で、 を与えられることとなるもの 掲げるい ず れ カコ \mathcal{O} 権 利 当 以 T該分割 下 0 氏名又は名称及び 非 実施敷地持分に対 除 却敷地持分等

Ŧī.

住所

(新設

イ に \exists ン敷 にあって 非除 地 却マンショ $_{\mathcal{O}}$ は、 所有権又は 車 有 ン敷 部 分 借 地 地 に存する建 を 権の共有持分 所 有 するため 物 (専 \mathcal{O} 当該 有 部 非除却 分 のある建 物

を除く。 非除却マンション敷地に存する建物 0 敷 地又はその借地 権 (専 有部 分のある建 物

七十六 ることとなる団地共用部分の共有持分並びにその価額 与えられることとなるものの氏名又は名称及び住 共 て与えられることとなる非除 、有持分に対応して、 前号に掲げる者が有する分割実施 第五号に掲げる者に前号に掲げる分割実施 一号及び第五号に 敷地分割 掲げる者で、 却敷 後の 地 持分等 寸 そ 敷 1地共用 地 0) 持分及びその価 有 の明細及びその価額 す る団 敷地 部 分の共 所、 地 持 共用 分に対応し 有持 与えられ 部 額 分が 分 0

九 失われる団地共用部分の共有持分並びにその価額 部分の共有持分を与えられないものの氏名又は名称及び住所 権利変換期日においてその 第二号及び第五号に掲げる者で、 か 当該共有持分に対応して、 有する この 团 地 共用部 敷地分割 法律の規定により、 分 後の の共 介有持分を 寸 地共用

その権利等の登記に係る権利を有する者の氏 第三号及び第六号に掲げる分割実施敷地持分について担保権 名又は名称及び 住 所並 びに

に有することとなる権利 前号に掲げる者が除却 敷地 持分又は 非 除 却 敷地 持 分等 0)

敷地権利変換期日清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

その 他国土交通省令で定める事 項

2 実施敷地持分の 分割実施敷 地 地持分に 存否又は帰属が確定しないときは 関し て争 V があ る場 合に お 当該分割実施 て 該 分割

	げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合
	5 敷地権利変換計画においては、第百九十一条第一項第五号に掲
	全員の共有に属するように定めなければならない。
	は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者
	げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合
	4 敷地権利変換計画においては、第百九十一条第一項第二号に掲
	定めなければならない。
	総合的に勘案して、それらの者の相互間の衡平を害しないように
	利用状況等及びそれらの者が有する分割実施敷地持分の割合等を
	却敷地持分等は、それらの者が権利を有する建物の位置、環境、
	3 前二項に規定する者に対して与えられる除却敷地持分又は非除
	、非除却敷地持分等が与えられるように定めなければならない。
	き土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては
	2 敷地権利変換計画においては、非除却マンション敷地となるべ
	V.
	対しては、除却敷地持分が与えられるように定めなければならな
	となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に
(新設)	第百九十三条 敷地権利変換計画においては、除却マンション敷地
	(除却マンション敷地及び非除却マンション敷地)
	考慮を払って定めなければならない。
(新設)	第百九十二条 敷地権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に
	(敷地権利変換計画の決定基準)
	らない。
	の名義人に属するものとして敷地権利変換計画を定めなければな
	敷地持分が存するものとして、又は当該分割実施敷地持分が現在

(新 設)	保類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価 保類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価 では、その認可をしなければならない。 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法 中請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法 中請手続又は敷地権利変換計画の決定手続者しくは内容が法 中請手続又は対している。
(新 設)	までの価額は、第百七十三条第一項の公告の日における五条 第百九十一条第一項第三号、第四号又は第六号か実施敷地持分等の価額の算定基準)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	このき、これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることがでる者の所有(当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有る者の所有(当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有)に属するように定めなければならない。 1 (担保権等の登記に係る権利) (担保権等の登記に係る権利が存するときは、敷地権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる分割実施敷地持分に対応して与えられるものとして定められた除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するものとして定められた除却敷地持分又は非除却要があるときは、組合は、当該存するものとして定めなければならない。 (担保権等の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利のであるときは、組合は、当該存するものとして定められる権利を対して定められる権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利の登記に係る権利のとして定められる権利を対して定められる権利を対して定められる権利を対して対して定められる権利を対して対して定められる権利を対して定められる権利を対して、当該に対して定められる権利を対して対して定められる権利を対して定められる権利を対して定めなければならない。

一	合を除く。)は、審査委員の過半数の同意を得なければならないとするとき(国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場所百九十八条 組合は、敷地権利変換計画を定め、又は変更しよう(審査委員の関与)	微な変更をする場合を除く。)に準用する。は、敷地権利変換計画を変更する場合(国土交通省令で定める軽第百九十七条(第百九十条第一項後段及び第二項並びに前条の規定(敷地権利変換計画の変更)	四 その他基本方針に照らして適切なものであること。 当に害するものでないこと。 対割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不二 敷地分割決議の内容に適合していること。
(新	(新	(新	
設)	設)	設)	

(新設)

定は、適用しない。

(敷地権利変換期日等の通知)

第 国土交通省令で定める事項を通知しなけ 変更をしたときは、 り を受けたとき 変換期日に係るものに限る。 一百条 分割実施敷地 組合は、 又は第百九十七条の国土交通省令で定め 0 敷地権利変換計 遅滞なく、 所 在地 の 登記所に、 以下この条において同じ。 国土交通省令で定めるところによ 画 岩しく ればならない 敷 、はその 地 権 利変換期 変更 (敷地 る軽微な 日その他 の認可 権 利

(新設

(敷地に関する権利変換)

第 得する。 非除却敷地 るところに従 百 条 敷地 持分等は新たにこれらの 権利変換期 分割実施敷 日 地 に おい 持 分は $\dot{\zeta}$ 権利を与えられるべき者が取 失わ 敷 地 れ 権 除却 利 変換計 敷地 持 画 分又は の定 \otimes

2

(新設

権利の 係る権利が存し 変換期日前にお 記に係る権利との順位は、 権利が変換されることのないもの 、ても、 分割実施敷地に関する権利で前 当 該地役権又は 目的となって なお従前の いて、 て V 地上 土地に存する。 た 1 分割実施敷 たときは、 当 権の 該 権利のうち 変わらないものとする。 登記に係る権利と当該担保権等の は、 地 項 敷 この場 及び 地 持 分が 権利変換期日 地 敷地権利変換期日以後にお 第二 役 権又は 一合に 担 保権 百 おい 三条の規 地上 等 以 て、 \mathcal{O} 後に 登 権 敷地権利 記 \mathcal{O} 定により に係る 登記に お V 登 て

3

敷地権利変換期日におい

て、

敷

地

権利変換計

の定めるところ

に従

寸

地共用部分の

共有持

分は失わ

れ

敷

地画

分割

後

0

寸

地共

得する。

用部分の共有持分は新たに当該共有持分を与えられるべき者が取

2 敷地権利変換期日以後においては、分割実施敷地に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。 (清算)	につき、敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記第二百四条 組合は、敷地権利変換期日後遅滞なく、分割実施敷地(敷地権利変換の登記)	ものとする。 ところに従い、除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するる権利は、敷地権利変換期日以後は、敷地権利変換計画の定める第二百三条 分割実施敷地持分について存する担保権等の登記に係し担保権等の移行)	分所有法第二十二条第二項ただし書の規定による規約とみなす。の専有部分のある建物の敷地利用権の割合が区分所有法第二十二の専有部分のある建物の敷地利用権の割合が区分所有法第二十二条第二項本文の規定に適合しないときは、敷地権利変換計画中それぞれ区分所有法第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	地共用部分の共有持分が区分所有法第六十七条第三項において準第二百二条 敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の団(区分所有法の規約とみなす部分)
	(新 設)	(新 設)		(新 設)

利変換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収す第二百七条 第二百五条の規定により徴収すべき清算金は、敷地権(清算金の徴収)	する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「施行者」とあるのは「第百六十四条に規定する組合」と、「取得すべき者(その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者)」とあるのは「取得すべき者」と読み替えるものとする。	2 第七十六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により供託の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、組合は、一つ一次を表別であったときを除き、組合は、同条の規定により交よい旨の申出があったときを除き、組合は、同条の規定により交よい旨の申出があったときを除き、組合は、同条の規定により交よい言の申出があったときを除き、組合は、同条の規定により交よい言言によりでは、これらの権利者の全てから供託しなくてもとなっていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもとなっていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもとなっていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもとなっていたときは、これを関係を関係していたときを除き、組合は、同条の規定により供託となっていたときを除き、組合は、同条の規定により供託となっていたときない。	て、こ分削尾極敗也寺分又は敗也分削前価額とこれらを与えられた者がこれらに、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団
(新		(新	(新
設)		設)	設)

係簿書の備付け)とができる。	ョン敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定め第二百十条 分割実施敷地、除却マンション敷地及び非除却マンシ(不動産登記法の特例)	る。 (代位による分筆又は合筆の登記を申請することができ 第二百九条 組合は、敷地分割事業の実施のために必要があるとき (代位による分筆又は合筆の登記の申請)	為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。第二百八条 分割実施敷地、除却マンション敷地又は非除却マンション敷地について権利を有する者の変更があったときは、この法とみなし、従前のこれらの者により従前のこれらの者がしたものたみなし、従前のこれらの者にこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続等の効力)	2 組合は、第二百五条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。)を滞納する者でにより利子を付したときは、その利子を含む。)を滞納する者付して徴収することができる。
	(新 設)	(新 設)	(新 設)	

(新設)

(新 設	ができる。 「組合に対する報告、勧告等) 「組合に対する報告、勧告等) 「組合に対する報告、勧告等)
	第三節 敷地分割事業の監督等
(新 設)	2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があったときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 (書類の送付に代わる公告)
(新設)	たられた ルボなった 合員名簿を含む。次項交通省令で定めるとこ

(新設)

(新設

(組合に対する監督)

第 と認めるときその は会計の状況を検査することができる。 の処分又は定款、 百十四 その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁 条 都道府県知 他監督上必要があるときは 事業計画若しくは敷地権利変換計 事等 は、 組 合の 実 施 心する敷 その 組 画 地 に違反する 分割事 合の事業又 業に

2 検査しなけ 基づく行政庁の 状況の検査を請求したときは 画に違反する疑いがあることを理 同意を得 都道府県 知 ればならない。 事等 その 処分又は定款、 組合の は、 組合の 事業又は会計 組 その 事 合員が総 業計画 由として組 組合の がこの 若しくは敷地権 組 合員 事 法律 業又は会計 合の事業又は会計 \mathcal{O} 芸岩しく + 分 0 の状況 はこれ 利変換計 以 上 \mathcal{O} 0) を

3 他必要な措置を命ず 要な限度におい 庁の処分又は定款、 ていると認めるときは、 都道府県知事等は 組合の 事業又は会計がこ て、 ることが 事業計画若しくは 組 合のした処分の 前二 組合に対し、 項 ができる。 0 0) 規 法 定により 律若しく その違反を是正するため必 取 敷地権利変換計 消 検 L はこ 査 変更又は停止その を れに 行 0 た場合に 画に違反し 基 行 お 政

4 があっ いときは、 認可を取り消すことができる。 都道府県知事等は、 又は組合の た日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集し 敷地権利変換期日前に 設立に 組合が V て 0 前 項の 認可を受けた者がその 限 ŋ 規 定による命令に その組合についての設 認可 従 わ ないと 0) 公告 な

5 おい 第 都道府県 一項の て 理事長及び監事が総会を招集しないときは 規 **州事等** 定により は、 組合員から 第百七十八 総会の 条において準用 招 集 0 請 求 する第一 が あ これらの 一十八条 合に 組

7 6 第二百十五条 る。 さなけ 条第四 きは、 票を取り消すことができる。 事実があると認めるときは、 選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、 法律又は定款に違反することを理由として、 又は役員若しくは総代の 同 同様とする。 た場合におい があった場合におい 総代会を招集しないときも、 ら総代会の招集の請求があった場合におい 合員の申出に基づき、 に必要な資金の 十三条第 十三条第一 資 、技術的援助の 意を得て 都道府県知事等は、 都道府県知事等は、 (金の融通等) 頃にお ればなら これらの 項の 項の 国及び 総会若しくは総代 7 いて準用する第二 請求) うない 融通又はあっせんその 規定により、 組合員の 規定により組合員から理事又は監 組合がこれを組合員の投票に付さないときも て、 地方公 第百八 第百七十五条第三項におい 組 総会を招集しなければならない。 選挙若しくは 合の組合員が 申 組合がこれを組合員の投票に付さないと 共 出に基づき その +同様とする。 寸 組合員から 1体は、 会の $\overline{+}$ 議決、 条第三 八条第三項 招 集手 他の援助に努めるものとす 解任の投票の 総組合員の 組 一項に 合に これ 選 総代の解 挙、 続若しく 7 その議決、 対 お を 0 当選又は解任 理事長及び監事が 1 組 規 L 十分の 任の 合員 て準用 て準 事 定により 方法が 敷 は \mathcal{O} その違反の 地 請 用 の投票に付 解 議 選挙、 決 求があっ 任の請求 第 分割事業 する第一 する第二 以 上 総代 0 百 この の投 方法 八十 当 0) か

第二

百十六条

組合又は組合を設立しようとする者

は

玉

1土交通

大

(新設)

(新設

的援助を求めることができる。 臣及び都道府県知事等に対 ため に、 敷 地分割事業に関 į 敷 専門 地 分割 的 知識 事業の を有 実施 する職員 の準 備 の技術 又は実

必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請するこ2 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために

第六章 雑則

とができる。

意見書等の提出の期間

の計算等

一百十七条

略

第二百十八条 次に掲げ (審査請求)

求をすることができない。 二百十八条 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請

第百八十三条第一項の規定による認可第九条第一項、第三十四条第一項、第百六十八条第一項又は

準用する場合を含む。)の規定による通知含む。)又は第百七十条第三項(第百八十三条第二項において一第十一条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を

2 割組合 この 並びに第四十九条第三項の 条第二項及び第三項、 る者は、 に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に マンション建替組合、 場合において、 。 以 下 都道府県知事等に対して審査請求をすることができる。 「組合」 都道府県知事等は、 と総称する。 第四十六条第一項 マンション 規定の 適用につい 敷 又は個人施行者がこの 地 売却 及び第二項、 行政不服審査法第二十五 ては、 組 合若しく 組 第四十七条 合又は個 不服 は 敷 のあ 法律 地 人 分

第五章 雑則

(意見書等の提出の期間の計算等)

第百六十四条 (略)

(審査請求)

| また|| っぱいができない。| 第百六十五条|| 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請

求をすることができない。

第九条第一項又は第三十四

条第

項

の規定による認可

含む。)の規定による通知 一 第十一条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を

2 三項、 条第三項 て、 県 処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、 組 合」 知事等に対して審査請求 マンショ 都道 第四十六条第一項及び第二項、 と総称する。 一府県知 \hat{O} ン 建 規定の適用については、 替組 事等は、)又は個人施行者がこの法律に基づいてした 合若しくは 行政不服審査法第二十五条第二項及び第 をすることができる。この場合にお マンション敷地売却組合 組合又は個人施行者の上級行 第四十七条並びに第四十九 (以 下 都道府

施行者の上級行政庁とみなす

一百十九条~ ·第二百二 + 略

事 務の区分

号に規定する第二号法定受託事務とする を含む。 て準用する場合を含む。 する場合を含む。)、 合を含む。)、 に第百七十条第 項、 百百 地方自治法 第四十九条第三項(第五十条第二項において準用する場合を 一十二条 第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用 第五十一条第四項及び第六項、 の規定により町村が処理することとされている事務は (昭和二十二年法律第六十七号) 第十一条第一 第九条第七項(第三十四条第二項、 項 (第百八十三条第二項 第十四条第三項(第三十四条第二項にお 第二十五条第一項、 項 (第三十四条第二項にお 第九十 くにおい 第二条第九項第二 て準用 -七条第 第三十八条第五 第四十五 する場合 ****\ 項並び て準用 する場 条第 11 第

第七章 罰 텘

百

十三

条

第一

一百二十

匝

条

略

る。 ては、 百 一十五条 その行為をした役員又は職員を二十万円以下 組合が 次の各号 \mathcal{O} いず れ かに該当する場合におい の罰金に処す

項 は資料の提出をせず、 第九十七条第一項、 の規定による報告又は資料の提出を求められて、 第百六十条第 又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし 項又は第二百 報告若しく 十三条第

政庁とみなす。

第百六十六条~第百六十八条 (略)

事 務の区 分)

項、 百六十九条 規定により町村が処理することとされている事務は、 む。)、第五十一条第四項及び第六項並びに第九十七条第 準用する場合を含む。 る場合を含む。)、第十四条第三項 を含む。)、第十一条第一項 第二号法定受託事務とする (昭和二十二年法律第六十七号) 第四十九条第三項 第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合 第九条第七項 (第五十条第二項において準用する場合を含)、第二十五条第一項、第三十八条第五項 (第三十四条第二項、第四十五条第四 (第三十四条第二項において準用す 第二条第九項第二号に規定する (第三十四条第二項にお 地方自治法 項の いて

第六章 罰 텘

第百七十条・ 第百七十 条 略

第百七十二条 は、 その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する 組合が次の各号のいずれかに該当する場合において

又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 は 資料の提出を求められて、 第九十七条第一 項 又は第百六十条第 報告若しくは資料の提出をせず、 項 の規定による報告又

たとき。

- 三項の規定による都道府県知事等の命令に違反したとき。第百六十一条第三項、第二百十三条第二項又は第二百十四条第二 第九十七条第二項、第九十八条第三項、第百六十条第二項、
- る都道府県知事等の検査を拒み、又は妨げたとき。 くは第二項又は第二百十四条第一項若しくは第二項の規定によ三 第九十八条第一項若しくは第二項、第百六十一条第一項若し

第二百二十六条~第二百二十八条 (略)

過料に処する。その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の界二百二十九条。次の各号のいずれかに該当する場合においては、

- ·二 (略)
- 三 敷地分割組合が敷地分割事業以外の事業を営んだとき。

理事又は組合の職員と兼ねたとき。 三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して監事が四 第二十四条第八項(第百二十六条第三項及び第百七十五条第四

- 総会又は総代会を招集しなかったとき。十条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第百二十九条、第百三十一条第四項、第百七十八条及び第百八五 第二十八条第一項、第三項又は第四項(第三十一条第四項、
- 第三項の規定に違反したとき。
 、第百三十七条第三項、第百八十三条第三項又は第百八十六条
 、第三十四条第三項、第三十八条第三項、第百三十四条第三項
- 第百八十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類七 第四十条又は第四十二条(これらの規定を第百三十八条及び

- 反したとき。 は第百六十一条第三項の規定による都道府県知事等の命令に違は第百六十一条第二項、第九十八条第三項、第百六十条第二項又
- 妨げたとき。 しくは第二項の規定による都道府県知事等の検査を拒み、又は一 第九十八条第一項若しくは第二項又は第百六十一条第一項若

第百七十三条~第百七十五条 (略)

料に処する。
の行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の第百七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、

過そ

一·二 (略)

(新設)

- ねたとき。 合を含む。) の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼三 第二十四条第八項 (第百二十六条第三項において準用する場
- 又は第百三十七条第三項の規定に違反したとき。 五 第三十四条第三項、第三十八条第三項、第百三十四条第三項
- いて準用する場合を含む。)に規定する書類に記載すべき事項六 第四十条又は第四十二条(これらの規定を第百三十八条にお

に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。 第四十一条(第百三十八条及び第百八十七条において準用す

る場合を含む。)の規定に違反して組合の残余財産を処分した

九 又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、 第九十五条第一項、 項の規定に違反してこれらの規定に規定する簿書を備えず、 第百五十八条第一項又は第二百十一条第 若しくは不実の記

二項の規定に違反してこれらの規定に規定する簿書の閲覧を拒 んだとき。 第九十五条第二項、 第百五 + 八条第二 項又は第二 百 + 条第

載をしたとき。

+ -+ -+ -

第二百三十条 初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しな において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して最 った者は、二十万円以下の過料に処する。 第二十八条第五項(第百二十九条及び第百七十八条

第二百三十一 略

条第二項の規定に違反してその名称中にマンション建替組合、 ンション敷地売却組合又は敷地分割組合という文字を用いた者は 十万円以下の 過料に処する 第八条第二項、 第百十九条第二 項又は第百六十七 マ

を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

七 0) 規定に違反して組合の残余財産を処分したとき 第四十一条 (第百三十八条において準用する場合を含む。)

八 べ これらの規定に規定する簿書を備えず、又はその簿書に記載す き事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 第九十五条第一項又は第百五十八条第一項の規定に違反して

これらの規定に規定する簿書の閲覧を拒んだとき。 第九十五条第二項又は第百五 十八条第二項の規定に違反して

九

+| +| +| 略

第百七十七条 を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかった者は、二十 て準用する場合を含む。)の規定に違反して最初の理事又は監事 万円以下の過料に処する。 第二十八条第五項(第百二十九条において読み替え

第百七十八条 略

第百七十九条 という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。 てその名称中にマンション建替組合又はマンション敷地売却組合 第八条第二項又は第百十九条第二項 の規定に違反し

(傍線
の部
分は改
正部分
\odot

別表第二 第二号法定受託事務 (第二条関係) (略) (地) (地	改 正 後
別表第二 第二号法定受託事務 (第二条関係)	現行

i i					
	すっしる。	している事务	より町村が処理することとさ	する場合を含む。)の規定に	八十三条第二項において準用
					ることとされている事務

\bigcirc
日本勤労者住宅協会法
(昭和四十一
年法律第百三
一十三号)
抄)
(附則第七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

	2 (略)
九号)第三章の規定は、協会には、適用しない。	九号)第五章の規定は、協会には、適用しない。
年第百四十 ンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十	ンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律
マンショ 不動産特定共同事業法(平成六	不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)及び
七十六号)、 第四十条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)、	第四十条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十
(宅地建物取引業法等の適用除外)	(宅地建物取引業法等の適用除外)
現行	改正後

改 正 後	現行
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。	2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。
一 • 二 (略)	一・二(略)
三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法	(新設)
律第七十八号)第百五条の二に規定する業務を行うこと。	
四~八 (略)	三〜七(略)
3 (略)	3 (略)

「マンション建替円滑化法」の改正により、特例を受けられる対象のマンションが拡充

除却の必要性に係る認定を受けて建替えを行った場合、建替え後のマンションについて、容積率の緩和等の特例を受けら れます。容積率の緩和により生じた余剰の住戸を売却することで、建替えに必要な費用の一部に充てることが可能です。 これまでは、耐震性が不足するマンションにのみ認められていましたが、火災に対する安全性が不足するマンション等も新 たに適用されます。

	除却の必要性に係る認定	容積率緩和 特例	マンション 敷地売却事業	団地における 敷地分割事業
特定	耐震性の不足	0	0	0
特定要除却認定	火災に対する安全性の不足	0	0	0
認定	外壁等の剥落による危険性	0	0	0
	排水管の腐食等により著しく 生上有害となるおそれ	0	対象外	対象外
75	リアフリー基準への不適合	0	対象外	対象外

※赤文字が改正により拡充となった内容

※拡充される項目の具体的な基準については、2021年中に公表予定です。



マンションの管理、維持・修繕に関する相談窓口

公益財団法人マンション管理センター

【東京本部】 〇管理組合運営、管理規約等のご相談

03-3222-1517

○建物・設備の維持管理のご相談

03-3222-1519

【大阪支部】 〇マンションの適正な管理についてのご相談 06-4706-7560

マンションの再生に関する相談窓口

紛争処理支援センター)

(公益財団法人住宅リフォーム・ 0570-016-100 / 03-3556-5147

電話受付 10:00~17:00(土、日、祝休日、年末年始を除く)

一級建築士の相談員がお答えします。建替えや敷地売却等についての法律や制度等に関する専門的な相談をご希望の方は、 各都道府県にある弁護士会で、弁護士と建築士等による無料の対面相談(専門家相談)を受けることができます(体制が整っ た弁護士会から順次実施)。 ※事業者の方はご利用いただけません。

独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)

賃貸住宅の建替え等で蓄積してきた経験・ノウハウ等を活用し、除却の必要性の高いマンションの再生のための コーディネートを委託(有償)することができます。

問い合わせ先はUR都市機構のHPよりご確認ください。

(https://www.ur-net.go.jp/produce/inquiry/index.html 内の「マンションの建替え・除却等に係るご相談窓口」を ご参照ください。)

√ マンションの管理や再生に関する詳しい情報はWEBサイトに掲載しています //

このリーフレットではご紹介しきれ なかった情報も掲載しています。



マンション管理・再生ポータルサイト





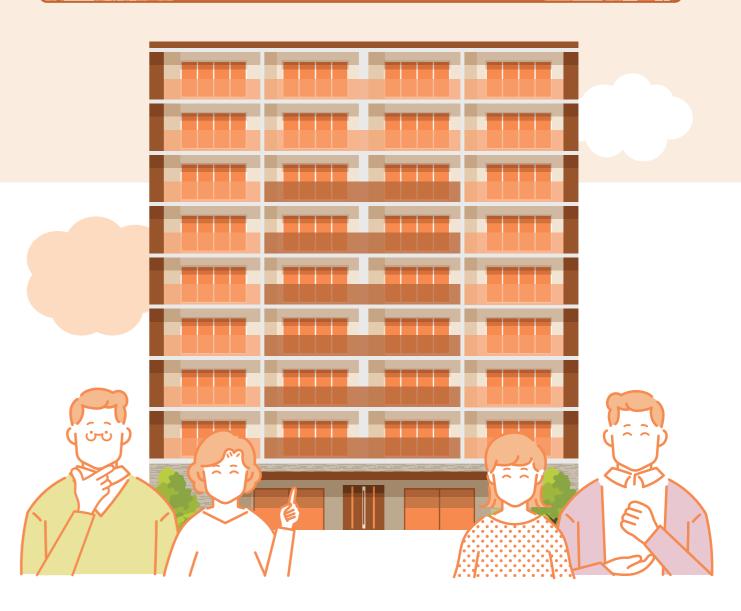
発行日 2021年10月 発行 国土交通省

マンションの維持管理・将来について 考えていますか?

~マンション管理適正化法・ マンション建替円滑化法が改正されました~

(2022年4月施行)





2020年6月にマンション管理適正化法**1、マンション建替円滑化法**2が改正され、 マンションは、適切な管理がより一層求められる新時代に突入しました。 このリーフレットをきっかけに、お住まいのマンションの今後について考えてみませんか。

- ※ 改正法の全面施行は2022年4月を目途に行われます。
- ※1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律
- ※2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律

お住まいのマンションの適正な管理と将来の再生計画を検討しましょう

適正な維持管理が行われなくなったマンションの例



高経年のマンションではこんな問題が起こっています

■管理組合の運営上の問題

- 管理組合の役員の担い手不足
- •賃貸化・空き住戸化
- 🦭 組合の活動ゃ集会の議決が困難に

■建物の維持管理トの問題

- 外壁等の剥落、鉄筋露出・腐食
- 給排水管の老朽化

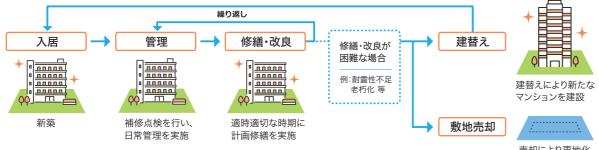






管理不全に陥らないために

住み良いマンションを維持していくためには、日頃から管理組合を中心に計画的な管理や適時適切な修繕、住民同士の話し合い を継続して行うことが重要です。また、将来訪れるマンションの建替え等に備え、再生方法について考えておくことも必要です。



マンションの適正管理と再生のフロー

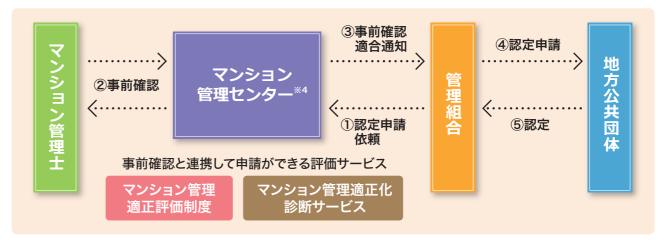
売却により更地化

お住まいのマンションは適正な維持管理ができていますか? 🗸 チェックリストで確認してみましょう

管理組合の運営 管理者等が定められている 監事が選任されている 集会が年1回以上開催されている 管理規約 管理規約が作成されている 災害等の緊急時や管理上必要な時の専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の 管理等について定められている 管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(電磁的提供も可)について 定められている 管理組合の経理 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われている 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が 全体の1割以内である

「マンション管理適正化法」の改正により管理計画認定制度がスタート

- ■適切な管理が行われているマンションは、その管理計画が一定の基準を満たす場合に、地方 公共団体から適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができます*'。
- ■管理組合は地方公共団体への申請前に、マンションの管理の専門家であるマンション管理士*² の事前確認を受けることで、よりスムーズな認定の取得が期待されます。(図の①~③の手続き) なお、事前確認はオンラインでの手続きを予定しており、認定申請書の自動作成などの機能を 設けることとしています。
- ■事前確認を利用する場合は、他のマンション管理状況評価サービス*3と連携し、これらの評 価サービスと一緒に申請を行うこともできます。



- 認定制度の活用には、お住まいの地域の地方公共団体において管理適正化推進計画が作成されている必要があります。 なお、管理適正化推進計画は、国の定める基本方針に基づき地方公共団体が任意で定めるものです。
- ※2 (公財)マンション管理センターが実施する、事前確認にかかる講習を受けたマンション管理士が対象となります。
- ※3 マンション管理適正評価制度は(一社)マンション管理業協会が、マンション管理適正化診断サービスは(一社)日本マンション管理士会連合会が提供するマンション管理の評価制度です。
- ※4 認定を受けたマンションについては(公財)マンション管理センターのHPで公表することを予定しています。

長期修繕計画の作成及び見直し等	
「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき 算定された修繕積立金額について集会にて決議されている	
長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われている	
計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれる設定である	
将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない	
計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく 低額でない	
計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっている	
その他	
組合員名簿、居住者名簿を備え、1年に1回以上は内容の確認を行っている	

※チェック項目は、国土交通省が定める管理計画認定制度の認定基準です。 認定する市区において独自の基準を追加して定めている場合があります。

関連情報 2 -法改正-



令和2年のマンション建替円滑化法の改正内容は?



マンション建替え等を後押しするため次の内容が措置されました。

①『除却の必要性に係る認定(要除却認定)』の対象の拡充(令和3年12月20日施行)

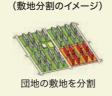
	対 象	マンション敷地売却 事業の対象	容積率緩和特例 の対象	
***************************************	①地震に対する安全性(耐震性)が不足するマンション	0	0	
	②火災に対する安全性が不足するマンション 過去に強化された建築基準法の防火・避難規定等に不適合で、 簡易な修繕で適合させることが困難なもの	0	0	
	③外壁等の剥落のおそれがあるマンション 鉄筋に沿ったひび割れ等の劣化事象が一定程度以上発生し、 外壁等の剥落のおそれが高いもの	0	0	対象
	④配管設備の腐食等により著しく衛生上有害となるおそれ があるマンション スラブ下配管方式の排水管で、二箇所以上で漏水が生じているもの	_	0	対象に追加
<u>ن</u> ے	⑤バリアフリー基準に不適合なマンション マンションの出入口から各住戸等に至る一の経路が、建築物移動等円滑化基準に準ずる 基準に適合することを基準とし、これに該当していないもの	_	0	

※これらの基準への該当性の調査は、建築士等の一定の資格を有する者が行う必要があります。

②団地型マンションを対象とした『敷地分割事業』の創設(令和4年4月1日施行)

● 団地型マンションの再生を促進するため、特定要除却認定※を受けた マンションを含む団地型マンションにおいて、団地建物所有者集会における 4/5以上の替成で敷地の分割を行うことができます。

※耐震性不足、火災安全性不足、外壁等剥落危険性による要除却認定



国土交通省では、法改正により拡充・創設された制度を解説した

「要除却認定実務マニュアル」「団地型マンション再生のための敷地分割ガイドライン」を作成し、公表しています。

マンションの再生に関する相談窓口



住まいる (公益財団法人住宅リフォーム・ 紛争処理支援センター)

-級建築士による電話相談後、建替えやマンション敷地売却等についての法律や制度等に関する

0570-016-100 / 03-3556-5147 電話受付 10:00~17:00(土、日、祝休日、年末年始を除く)

独立行政法人都市再生機構 (UR都市機構)

賃貸住宅の建替え等で蓄積してきた経験・ノウハウ等を活用し、除却の必要性の高いマンションの 再生のためのコーディネートを委託(有償)することができます。問い合わせ先はUR都市機構の HPよりご確認ください。(https://www.ur-net.go.jp/produce/inquiry/index.html 内の 「マンションの建替え・除却等に係るご相談窓口」をご参照ください。)

√ マンションの管理や再生に関する詳しい情報はWEBサイトに掲載しています //

要除却認定の基準の詳細や調査・ 判定方法、申請方法等を解説した 》 マニュアルや解説動画も掲載!



マンション管理・再生ポータルサイト





発行日 2022年3月 発 行 国土交通省

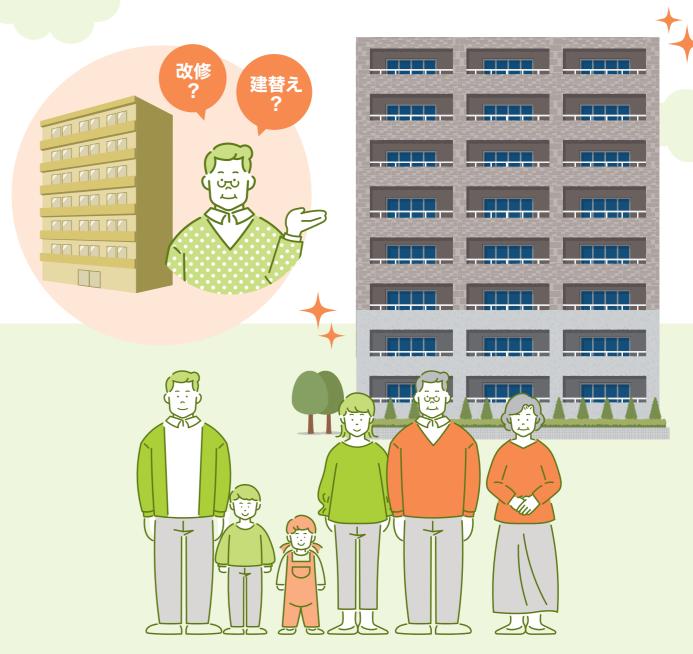
マンション

敷地売却

マンションの再生。は どのように進めるの?

※「マンションの再生」とは改修・建替え等を言います。





今後、築年数の古いマンションが増加していく中、

マンションの適切な管理と合わせて、実態に即した改修・建替え等の マンションの再生方針を計画的に考えていくことが必要になっています。 令和2年にはマンション建替円滑化法が改正され、再生の選択肢が充実しました※。

これを機会にマンションの将来像を検討してみませんか。

※改正した「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」は令和4年(2022年)4月に全面施行

マンションの再生はどのように進めるのと

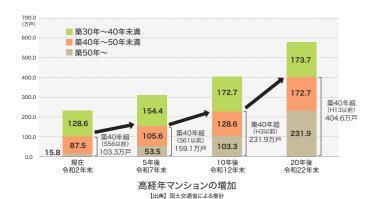


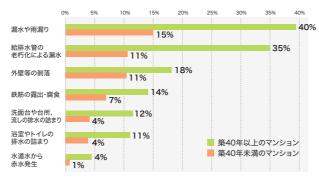


高経年マンションの問題点

(維持管理が適切に行われていない場合、 築40年を超える高経年のマンションにはどんな問題が生じるの?

A 結排水管の老朽化による漏水、外壁等の剥落、鉄筋の露出・腐食といった 生命・身体・財産に影響を及ぼす不具合が顕著になってきます。





高経年マンションに生じるハード面の不具合 [出典] 平成 30 年度マンション総合調査

- 築40年を超える高経年のマンションが、今後急増していくことが見込まれています。
- 適切な維持・修繕が行われない場合、居住者のみならず、近隣住民等の生命・身体に危害を生じるマンションとなる可能性があります。
 ※マンションの管理については、マンション管理適正化法が改正され、都道府県等による「マンション管理計画認定制度」や助言・指導等により、
 管理水準の維持・底上げを図る制度が令和4年(2022年)4月より開始されます。

マンションの再生の検討開始時期

Q

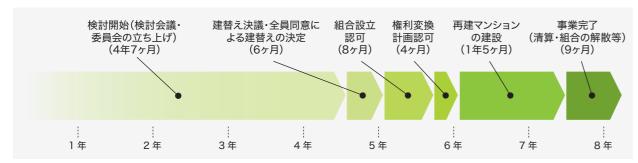
再生(改修・建替え等)はいつから検討したらいいの?



マンションの将来像について、早い段階から考えておくことが必要です。

- 日常的な管理を適切に行っていても、時とともに要求される性能や設備、居住者のニーズは変化していきます。
- マンションの将来像について管理組合で話し合い、必要に応じて建築士等の専門家に相談することも有効です。
- 合意形成等に時間を要するため、マンションの再生方針については早い段階から検討することが必要です。 ※長期修繕計画の作成・見直しをする中で、予想される費用に応じて修繕積立金等の資金計画を見直すことも重要です。

建替え事業の流れと期間 (年月は平均)



※国土交通省が把握している建替え実績(特殊事情により長期化しているものは除く。)による。

マンションの再生手法



改修と建替えどちらがいいの?



お住まいのマンションに求める安全性・居住性の水準や費用負担から 適切な手法を選択します。

- 改修か建替えかの判断は、「改修と建替えのそれぞれにより得られる改善効果」「その改善効果を得るために必要な費用の大きさ」とを総合的に比較して判断することが必要です。
- ●判断する際には、改修と建替えでは、改善効果を受ける期間が異なることも考慮します。

実際のマンションでの検討例

給排水管の劣化による漏水事故の頻発に加え、耐震診断の結果、耐震性不足であることが判明し、改修か建替えかの検討を開始。

実現可能性 ・ 改善効果

- ○建物形状が整形でなく、隣地と近接していることから、有効な耐震改修工事を行うことが難しい。 建替えの場合には、耐震性確保に加え、マンホールトイレ設置等の地域の防災性向上に資する 取り組みも実施可能。
- ○給排水管の劣化が著しく、漏水の危険性をなくすためには、全面的な改修又は建替えが必要。

費用検討

- ○改修の場合、居住者の負担金が大きく対応が困難。
- ○建替えの場合、総合設計制度の活用により容積率緩和を受けることで余剰住戸の計画が可能となり、 居住者の費用負担が軽減。

改善効果とそのための費用の検討を行いながら、合意形成を進め、検討開始から10年後に建替え決議が成立。

国土交通省では、建替えか修繕・改修かの判断の考え方等を解説した 「マンションの建替えか修繕かを判断するためのマニュアル」を作成し、公表しています。

関連情報 1 ーマンション敷地売却ー



マンションの再生について、改修・建替え以外の方法はあるの?



マンションとその敷地を一括で デベロッパー等に売却する 「マンション敷地売却事業」 という制度があります。

- ●マンションとその敷地の売却を行うためには、通常は 区分所有者全員の同意が必要ですが、除却の必要性 に係る認定(※次ページ参照)を取得したマンション については、4/5以上の賛成で行うことが可能となり ます。
- ●「マンション敷地売却事業」においては、除却をデベロッパー等が行うため、建替事業に比べ、組合の負担は軽減されます。また、事業完了後に建てる建物は必ずしもマンションに限られず居住者のニーズに応じて次の住まいを選ぶことができるという特徴があります。
- 国土交通省では、マンション敷地売却事業の進め方等を解説した 「マンション敷地売却ガイドライン」を作成し、公表しています。

マンション敷地売却の流れ 準備・検討・計画 除却の必要性に係る認定 買受計画の認定 マンション敷地売却決議 マンション敷地売却組合の設立認可 反対区分所有者への売渡し請求 分配金取得計画の決定・認可 組合がマンションと敷地の権利を取得・買受人に売却 買受人がマンションを除却 買受人が再建マンション等を建設 再建マンション等に

引越し

再入居

■ご利用にあたっての留意事項

1)対象とするマンションは、中高層、住宅専用の分譲マンションです。複合用途型マンションは、店舗・事務所等の規模が比較的小さいものについては対応が可能です。なお、超高層マンション、リゾートマンション、社宅、賃貸マンション等は、対応できません。



- 2) 標準モデルとして、6階建、30戸、平均専有面積75m²のファ ミリータイプのマンションを設定しています。マンションの規模などが標準モデルと異なる場合は、 その差異に伴ってより概算となります。
- 3) 調査・診断を行っていませんので、建物・設備の個別性(新築時の施工程度、経年劣化の進行状況等)は 考慮していません。
- 4) 推定修繕工事費について、将来の物価変動は考慮していません。また、単価は、首都圏を対象としたもので、地域等による差異は考慮していません。
- 5) 作成した長期修繕計画は、作成日と管理組合の会計年度との関係から、最大1年間程度のずれが生じる場合があります。過去の実績をもとにモデル的に作成しますので、独自に計画されている修繕予定を反映することはできません。
- 6) 長期修繕計画の作成は1棟毎となります。1棟毎に「入力データ記入票」の提出が必要です。複数の 棟で構成される「団地型マンション」については、団地全体と棟毎の「入力データ記入票」の提出 が必要です。

■利用者の声

当センターの「マンション管理センター通信」から、このサービスを利用された管理組合の理事長やマンション管理士の意見を紹介します。

- ○管理組合A理事長の意見
- →理事長として、公共性のあるシステムを基に当該マンションにあった長期修繕計画 ができてとても満足しています。
- マンション管理士Bの意見
- →このシステムは、比較的簡便な方法かつリーズナブルな費用で長期修繕計画の作成・ 修繕積立金の設定ができ信用性があります。
- NPO法人のマンション管理士Cの意見
- →客観的参考資料となる本サービス等を利用することをお奨めします。

▶▶▶ 詳しくは、ホームページをご覧ください。

https://www.mankan.or.jp/07_skillsupport/skillsupport.html Q



[問い合わせ先]

公益財団法人マンション管理センター 技術部 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階 TEL: (03)3222-1519

(2019.10)

長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス のご案内

公益財団法人 マンション管理センター

マンション管理センターでは、マンション管理組合の皆様が現在の長期修繕計画や修繕積立金の額を見直しする際やその内容が適切かチェックする際に、比較検討の目安(セカンドオピニオン)としてご利用いただけるよう、概略の「長期修繕計画」の作成とこれに基づく「修繕積立金の額」を算出するサービスを行っています。

■このサービスの利用例

- 現在の長期修繕計画の内容や修繕積立金の額が適切かチェックしたい。
- 依頼した専門家から提出された長期修繕計画の内容などが適切かチェックしたい。
- 長期修繕計画の見直しと修繕積立金の増額の検討を総会に諮る際の参考資料としたい。
- 長期修繕計画を初めて作成するので、将来の概算の工事費を把握したい。

(なお、正式な長期修繕計画の作成は、必ず専門家に依頼してください。)

■このサービスによる長期修繕計画の内容

このサービスにより作成する長期修繕計画は、国土交通省において策定された「長期修繕計画標準様式」、「長期修繕計画作成ガイドライン」及び「同コメント」*(平成20年6月作成)に沿った内容としています。

※ 国土交通省 https://www.mlit.go.jp/common/001172730.pdf

ただし、次の事項が異なっています。

- 1) 建物・設備の現状や修繕等の履歴に関して、調査・診断を行わず、提出していただく「入力データ 記入票」によっているため、標準様式第2号(調査・診断の概要)は、省略しています。また、標準様 式第1号(マンションの建物・設備の概要等)の記載は、「入力データ記入票」の項目のみとなります。
- 2) 標準様式第4-4号 (推定修繕工事費内訳書) の推定修繕工事項目ごとの単価は、
 - 一般的な計画修繕工事の実施データ等をもとに設定した標準モデルの 戸当たりの額を、マンションの形状、仕様等による係数で補正してい ます。したがって、推定修繕工事費は、概算となります。



■ご利用方法

	郵送申込みの場合	メール申込みの場合	
1	「入力データ記入票 (PDFファイル)」 を入手する 当センターのホームページよりダウンロードするか、電話でご 請求ください。	「入力データ記入票(EXCELファイル)」を入手する 当センターのホームページより、留意事項をご確認の上ダウ ンロードしてください。	
2	「入力データ記入票」に必要事項を記入する 設計図書、分譲時パンフレット等で確認してご記入ください。	「入力データ記入票」に必要事項を入力する 設計図書、分譲時パンフレット等で確認してご入力ください。 ※シートが2つありますのでご注意ください。	
3	「入力データ記入票」を当センターへ送付(郵送)する 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋二丁目5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階 (公財) マンション管理センター 技術部 宛 必ずコピーし、管理組合の控えとしてお手元に保管してください。	「入力データ記入票」を添付したメールを当センターへ送信する 送信先 アドレス メールの表題は、「長計作成申込み(マンション名)」としてください。また、本文には、担当者(入力内容について問合せのできる方)名とその方に日中にご連絡可能な電話番号を必ずご記載ください。(メールでの問合せは行いませんので、ご了承ください。)	
4	センターから長期修繕計画等が届く 2週間程度で長期修繕計画等と請求書が届きます。		
5	作成費の支払い 作成費を指定先の金融機関にお振込みください。		

(注)「入力データ記入票」にご記入 (入力) いただく主な内容は、建物や設備の概要、形状、建物や設備の仕様、修繕の履歴など (数値又は選択肢) です。

〈入力データ記入票のイメージ〉一部抜粋

1.建物完成年月日

(西暦) 年 月 日 1)新築 2)既存

- **2.マンションの構造** 1)RC造 2)SRC造 3)鉄骨造・その他
- 3.マンションの規模
- 階数 地上 階、地下 階 戸数 (非住宅の区画を含む。) 戸
- 4.団地型の場合:団地全体の規模(参考) 棟数 棟、戸数全 戸
- 5. 棟型式
- 1) 単棟型 2) 団地 (多棟) 型 3) タウンハウス型
- **6.「敷地面積」** . m²

- ★建物の設計図書や販売時のパンフレット等で確認してください。
- ★建物完成年月日は、月日までご記入ください。日付が不明な場合は1日としてください。
- ★新築マンションの場合は、「1)」を選択し、完成予定日を記入してください。
- ★「鉄筋コンクリート造は「RC造」、鉄骨鉄筋コンクリート造は「SRC造」、鉄骨造・その他は「鉄骨造・その他」を選択し、○で囲んでください。
- ★建物が複合用途の場合の戸数は、全住戸数に、店舗・事務所等の区画数を加 えた数をご記入ください。
- ★団地型とは、同じ敷地に独立した棟が2棟以上あるものをいいます。 なお、棟が構造的に分かれていても、エクスパンションジョイント等により 各階でつながっている場合は、単棟型としてください。
- ★タウンハウス型とは、2階建て程度の住戸が連続して1棟を構成するものをいいます。
- ★「敷地面積」や「建築面積」は、建築基準法で定められています。建物の設 計図書や販売時のパンフレット等で確認してください。

■ 作成費用

1) マンション管理センター登録管理組合: 2棟まで 1棟毎に 各14,000円 3棟目以降1棟毎に 各 9,000円

2) マンションみらいネット登録管理組合: 1) に同じ

3) 非登録管理組合: 2棟まで 1棟毎に 各21,000円

3棟目以降1棟毎に 各13,000円

4) 管理組合以外: 2棟まで 1棟毎に 各31,000円

3棟目以降1棟毎に 各19,000円

(注)作成費用は税込みです。1棟:「入力データ記入票」1セットをいいます。

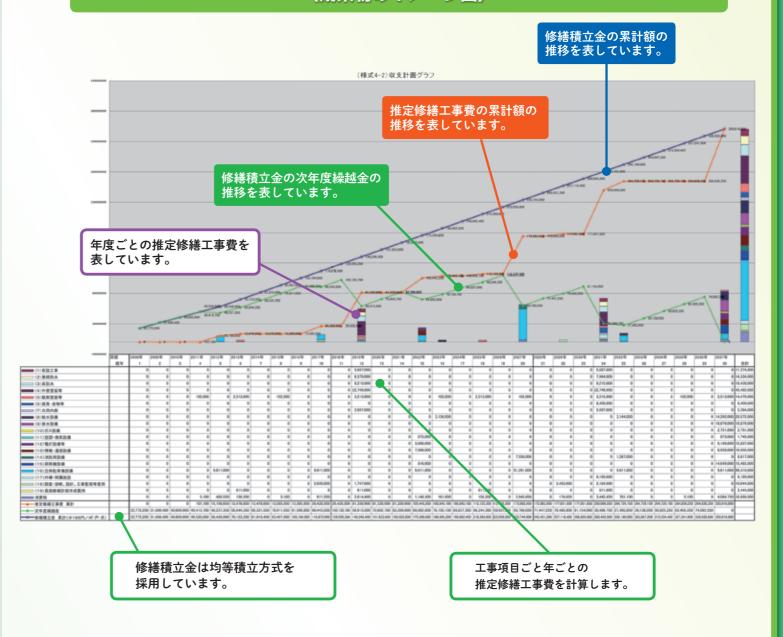
■ 送付する長期修繕計画(成果物)等

- (1) 長期修繕計画と修繕積立金(報告書) 〈紙媒体のもの〉
- (2) 次のファイルが保存された CD-ROM
 - (1) の報告書のPDFファイル
 - (1) の報告書のうち、次のシートで構成する EXCEL ファイル

	EXCELファイルの各シート	
1	[様式第1号]マンションの建物・設備の概要等	
2	[様式第4-1号]長期修繕計画総括表	
3	[様式第4-2号]グラフ(長期修繕計画総括表の内容をグラフにしたもの)	
4	[様式第4-3号]長期修繕計画表(推定修繕工事項目(小項目)別、年度別)	
5	修繕項目毎の修繕時期及び金額を変更できる入力シート*	

※このシートは成果物(報告書)には含まれておりません。 このシートで変更した内容が [様式第4-1号]、[様式第4-2号]、[様式第4-3号]のシートに反映されますので、 お客様で工事金額や工事時期を色々と変えて試算ができます。

〈成果物のイメージ図〉



マンションライフサイクルシミュレーション

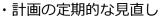
~長期修繕ナビ~のご案内

<マンション管理の適正化について>

昨今のマンションストックの高経年化等を背景に、「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」が取りまとめられ、地方公共団体によるマンション管理の適正化の推進や管理計画認定制度の創設などの新たな取組が行われるほか、これに併せて「マンション長期修繕計画作成ガイドライン(国土交通省作成)」等が改訂されるなど、各管理組合における適切な管理・運用が重視されています。

特に、マンション管理の適正化の上では、各マンションの長期修繕計画やそれに基づく修繕積立金の額の設定は適切な管理状況を示す重要な指標であり、新築時における適切な長期修繕計画の作成や長期修繕計画の定期的な見直し、適切な修繕積立金の設定の重要性も増してきています。

・長期修繕計画の作成



・修繕積立金の確認

・総会などにおける 修繕積立金の増額等の決議













長期修繕計画作成ガイドラインでは、長期修繕計画の内容及び修繕積立金額のチェック方法の一つとして、「マンションライフサイクルシミュレーション〜長期修繕ナビ〜を利用して 作成した概略の長期修繕計画とを比較して、その見直しの必要性について検討することが望まれます。」と、シミュレーションの活用について記載されています。

<マンションライフサイクルシミュレーションと**は**>

マンションの規模や築年数、予定される工事の内容、修繕積立金の徴収額などを入力することで、ご自身がお住まいのマンションと同規模、同築年数のマンションの「平均的な大規模修繕工事費用」や今後40年間の「修繕積立金の負担額」、「修繕積立金会計の収支」などを試算することができます。長期修繕計画や修繕積立金のチェックにご利用いただけます。

利用方法

基本情報を入力

- ・建物概要 (戸数、階数、築年数など)
- ・大規模修繕工事の実施内容
- · 修繕積立金額

現状の試算結果を表示

- ・マンションの規模、築年数 及び実施する工事内容に応じ た平均的な大規模修繕工事費用
- ・当該工事を実施する場合の修繕 積立金会計の過不足の状況

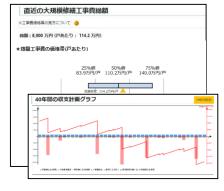
など

改善後の試算結果を表示

- ・修繕積立金の引き上げ提案
- ・資金が不足する場合のローン 利用提案
- ・余剰金をマンションすまい・る 債で運用した場合の受取利息額 の提示 など

など

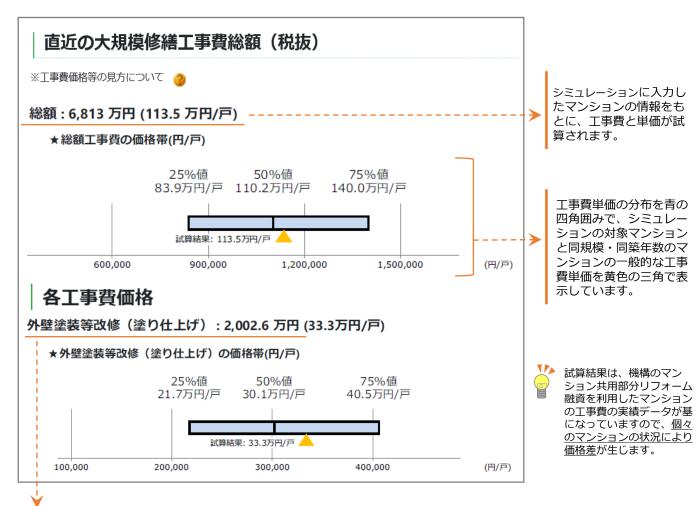






<試算結果と活用方法>①工事費の確認

試算結果画面では、入力されたマンションと同規模・同築年数等の他のマンションの「平均的な大規模修繕工事費」を算出し、工事費総額や各工事毎の価格と単価(戸あたり/ m あたり/台あたりのいずれか)を表示します。また、機構のマンション共用部分リフォーム融資の工事費データの分布範囲が参考に表示されます。



【活用事例】外壁塗装等改修工事について見積もりを取る場合

シミュレーションの試算結果を活用し、見積もり額との金額の差異の要因を施工会社等に確認することで、 見積書の工事内容や金額の納得性を高めることができます。 【A社の見積書】 【B社の見積書】 【C社の見積書】 外壁等改修工事 外壁等改修工事 外壁等改修工事 シミュレーション シミュレーション シミュレーション 2400万円 2000万円 1600万円 の結果より低い の結果より高い の結果とほぼ同じ ★B社の見解 ★A社の見解 ★C社の見解 我が社は、一般的に普及し 我が社は、一般的に普及して 我が社は、外壁の塗料に最 ている商品を用いています。 いる商品を用いています(施 先端の材料を使用しています ただし、施工範囲については、

- ※ その他工事価格に影響を与える要因として、建物の形状やグレード、使用材料等が考えられます。
- ※ 機構のマンション共用部分リフォーム融資を利用したマンションの工事費の実績データを基に算出しているため、シミュレーションが利用できるマンションの規模等については制約を受けます。

工範囲は全体)。

必要最小限に留めてます。

※ 想定を超える範囲についてもシミュレーションは可能ですが、乖離幅が大きくなる場合がありますので ご留意ください。

<シミュレーションの想定している規模等>

(施工範囲は全体)。

階数:30階以下、平均専有面積:100㎡以下、戸数:300戸以下、住棟タイプ:単棟型

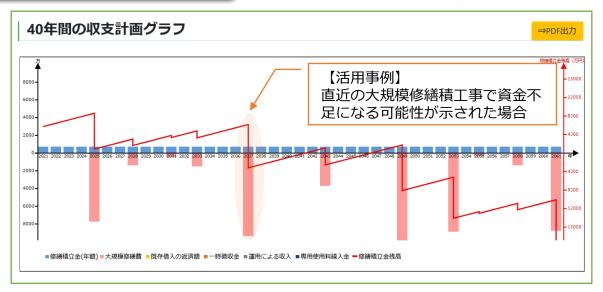
<試算結果と活用方法>②将来の修繕積立金の収支

試算結果画面の「資金収支グラフ・キャッシュフロー表」では、今後40年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」等が表示されます。

また、資金収支で赤字になる場合などには、改善シミュレーションを利用することで、将来の修繕積立金の増額やローンの借入を利用した場合などを想定した試算結果が表示されます。

現状の試算結果

「40年間の収支計画グラフ」では、修繕積立金額(年額)、 修繕積立金残高、大規模修繕費用等が表示されます。



改善シミュレーション

修繕積立金残高が不足する結果が出た場合などについては、 不足額について、<u>修繕積立金の増額</u>や<u>ローン利用等</u>を想定し た改善シミュレーションを行うことができます。

改善後の試算結果



改善シミュレーションでは、修繕積立金の増額方法を 「段階増額積立方式」と「均等積立方式」から選択できます。



各年度の修繕積立金会計がマイナスとならないよう収支を改善する とともに、必要となる修繕積立金の引き上げ額が提示されます。

活用場面を紹介した動画を 機構HPで公開しています。

ケース1

大規模修繕工事の見積書の金額が 妥当かどうか判断する材料がなく不安



ご自身のマンションと同規模、同築年数のマンションの「平均的な大規模修繕工事費」を算出し、見積書と 比較する際のメルクマールとして利用することをおすすめします。

- ⇒施工会社等との打ち合わせ時に、「見積額とメルクマールとの差異」の要因*について 説明を求めることで、見積書の工事内容や金額の納得性を高めることができます。
- ※差異の要因としては、工事の内容、仕様のグレード、劣化の程度、施工範囲の違いなどが考えられます。

ケース2

<u>修繕積立金が不足し、大規模修繕工事</u> が行えなくなることが不安



ローンを返済しながら、更にその先の大規模修繕に向けて計画的に修繕積立金が積み上がるように改善された収支計画が示されますので、ローンを利用した場合の将来的な修繕積立金会計の収支の状況を確認することができます。

⇒ローンの利用、修繕積立金増額の検討資料として活用できます。

ケース3

修繕積立金がどこまで上がるのか不安



- 一般的な長期修繕計画は、25~30年先までの作成となっており、そこから先の状況が把握できないものとなっていますが、シミュレーションにおいては、「今後40年間で必要となる修繕積立金の負担額」が試算されるため、長期修繕計画よりも更に先の状況を確認することができます。
- ⇒比較的経済的に余裕のある時期に修繕積立金の増額を前倒しすることで、後年の負担増 を軽減するなど、長期的視点で修繕積立金徴収計画を見直す場合の検討資料として活用 できます。



マンションライフサイクルシミュレーションに関する照会先



住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部 技術統括室 技術統括グループ

TEL: 03-5800-8159 営業時間 9:00 ~ 17:00 (平日)

E-mail:koubunsho_gijyututoukatu@jhf.go.jp

管理組合が抱える大規模修繕工事の 不安を解消する一冊!



大規模修繕の手引き

2022.4月版

~マンション管理組合が知っておきたい工事・資金計画のポイント

【ダイジェスト版】44ページ



る情報を提供することで、管理会社や施工会社などのパートナーと 協同して大規模修繕工事を円滑に進めるための一助となる一冊です。 長期修繕計画や修繕積立金見直しの参考となるよう、国土交通省 が定めている各種ガイドラインや管理計画認定基準、住宅金融支援 機構の「マンションライフサイクルシミュレーション」も紹介して

マンション管理組合の資金面での不安を和らげ、修繕工事に関す

①大規模修繕工事の流れ

- ②マンションの年代別の仕様の特徴や仕様に応じた修繕工事 の選択肢(詳細版のみ掲載)
- ③大規模修繕の資金的課題の解決方法
- ④長期修繕計画の見直し方法
- ⑤マンションライフサイクルシミュレーション ~長期修繕ナビ~結果の活用方法

【詳細版】106ページ



- ダイジェスト版・詳細版とも下記ホーム ページからダウンロード可能(無料) ダイジェスト版については、

1 管理組合が施工会社や管理会社と大規模修繕工事の検討を 進めていく上での基礎資料として活用

- ○大規模修繕工事の流れや概要を理事会などで勉強する。
- ○提示された工事費とマンションライフサイクルシミュレー ション〜長期修繕ナビ〜の結果を比較し、その差額につい て施工会社等に尋ねる。
- ○施工会社等から提示された見積書に記載された用語や工法 を調べる。(詳細版のみ)
 - 2 管理組合が資金計画・長期修繕計画の見直しを進めていく 上での基礎資料として活用
- ○修繕積立金が不足すると判明した場合の資金計画の見直し の参考資料とする。
- ○大規模修繕工事後に行う長期修繕計画の見直しの参考資料

大規模修繕の手引きのデータ入手はコチラ



>>> https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/shuzen_guidebook.html



